

令和7年度第1回船橋市スポーツ推進審議会

日時：令和7年5月2日（金）

午後2時30分～3時30分

会場：市役所本庁舎9階 第1会議室

進行：事務局

（船橋市教育委員会生涯学習部生涯スポーツ課）

次 第

1 会長挨拶

2 議題

（1）令和7年度スポーツ関係団体補助金について

3 報告

（1）令和6年度生涯スポーツ課関連事業について

（2）令和7年度生涯スポーツ課関連事業について

（3）生涯スポーツ推進計画について

（4）プロスポーツ等に関する事業の概況について

令和7年度
第1回 船橋市スポーツ推進審議会

会議資料

船橋市教育委員会 生涯学習部
生涯スポーツ課

令和7年度 第1回 船橋市スポーツ推進審議会 会議資料

目 次

議 題

- (1) 令和7年度スポーツ関係団体補助金について . . . 3
 - ・ (別冊1) 各補助金申請書
 - ・ (別冊2) 各補助金交付要綱

報 告

- (1) 令和6年度生涯スポーツ課関連事業について . . . 5
- (2) 令和7年度生涯スポーツ課関連事業について . . . 6
- (3) 生涯スポーツ推進計画について . . . 7
- (4) プロスポーツ等に関する事業の概況について . . . 11

令和7年度スポーツ関係団体補助金 一覧表

No.	団 体 名 (補助金の名称)	代表者	加盟団体・人数	令和6年度 市補助予算額 (円)	令和6年度 市補助決算額 (円)	令和7年度 市補助予算額 (円)	担当所管
1	船橋市スポーツ推進委員協議会 (スポーツ推進委員協議会補助金)	野口俊光	—	1,118,000	1,118,000	1,418,000	生涯 スポーツ課
2	船橋市スポーツ推進委員協議会 (地区スポーツ振興補助金)			5,653,000	4,532,400	5,353,000	
3	船橋市スポーツ協会 (スポーツ協会事業費補助金 ・スポーツ協会事業)	山崎幸男	51 (補助対象 49団体)	10,000,000	10,000,000	10,000,000	
4	船橋市スポーツ協会 (スポーツ振興補助金 ・県民スポーツ大会派遣事業)			5,800,000	3,424,600	5,800,000	
5	船橋市スポーツ協会 (スポーツ振興補助金 ・県民スポーツ大会強化練習事業)			1,200,000	1,200,000	1,200,000	
6	薬円台地区自治会連合協議会 (地域スポーツ推進事業補助金 ・地域スポーツ奨励事業)	安田康	—	50,000	50,000	50,000	

報告（１）令和６年度 生涯スポーツ課関連事業について

月	行 事 名	期 間	場 所
4	令和６・７年度船橋市スポーツ推進委員委嘱状交付式 スポーツ推進委員協議会総会 スポーツ協会総会（書面） 春季・夏季市民体育大会 学校ナイター開始	13 13 25～5/9 3～9月まで 10月まで	船橋市役所 船橋市役所 — 運動公園 ほか 市内中学校 10校
5	令和６年度体力・運動能力調査講習会 スポーツ推進委員初任者研修会	9 25	県スポーツセンター ほか 中央公民館
6	関東スポーツ推進委員研究大会 ホテル観賞会 第13回スポーツフォーラム	7～8 6～10 16	千葉県成田市 運動公園ホテルの里 きららホール
7	千葉県スポーツ推進委員初任者研修会 学校プール開放	6 休止	県スポーツセンター 市内各小学校等
8	パラスポーツ体験会 学校プール開放 第74回県民スポーツ大会夏季大会	3 休止 8～9月	東武百貨店船橋店 市内各小学校等 県国際総合水泳場 ほか
9	ボッチャ交流大会（中央大会） ジョイ&スポーツ 秋季市民体育大会	8 28 9～3月	船橋アリーナ 本町・宮本通り歩行者天国会場 運動公園 ほか
10	第74回県民スポーツ大会秋季大会 2024スポーツの祭典 令和６年度体力・運動能力調査 船橋市スポーツ推進委員実技研修会・レクリエーション	10～11月 中止 14 中止	県スポーツセンター ほか — 運動公園 —
11	2024市民マラソン大会 全国スポーツ推進委員研究協議会	中止 14～15	— 宮崎県宮崎市
12	第9回元気ふなばし健康ウォーキング スポーツ推進委員リーダー研修会	1 2	市内一円 市役所
1	第69回成人の日記念市民駅伝競走大会 デフスポーツ講演会 B.LEAGUE オールスターゲーム関連イベント 千葉県スポーツ推進委員研究大会 第75回県民スポーツ大会冬季大会 令和７年度行事調整会議（野球場・庭球場） 令和７年度行事調整会議（その他） 令和７年度行事調整会議（体育館） デフスポーツ体験授業	中止 11 18～19 19 1～3月 18 18 25 30	きららホール LaLa arena TOKYO-BAY ほか 香取地区 アクアリンクちば ほか 運動公園管理事務所 運動公園管理事務所 船橋アリーナ 咲が丘小学校
2	学びと集い 2024 第43回小学生・女子駅伝競走大会 令和７年度行事調整会議（武道センター）	2 中止 中止	県スポーツセンター 運動公園 —
3	スポーツ協会総会	21	船橋市役所

報告（２）令和７年度 生涯スポーツ課関連事業について

月	行 事 名	期 間	場 所
4	スポーツ推進委員協議会総会 スポーツ協会総会（書面） 春季・夏季市民体育大会 学校ナイター開始	12 下旬 3～9月まで 10月まで	船橋市役所 ー 運動公園 ほか 市内中学校 10校
5	スポーツ推進委員全体研修会	25	青少年会館
6	関東スポーツ推進委員研究大会 ホテル観賞会	27～28 5～9	山梨県甲府市 運動公園ホテルの里
7	学校プール開放 第14回スポーツフォーラム 千葉県スポーツ推進委員初任者研修会	休止 12 20	市内各小学校等 きららホール 県スポーツセンター
8	パラスポーツ体験会 学校プール開放 第75回県民スポーツ大会夏季大会	未定 休止 8～9月	未定 市内各小学校等 県国際総合水泳場 ほか
9	ボッチャ交流大会（中央大会） ジョイ＆スポーツ 秋季市民体育大会	15 27～28 9～3月	船橋アリーナ 本町・宮本通り歩行者天国会場 運動公園 ほか
10	第75回県民スポーツ大会秋季大会 ダレッチボール研修交流会 2025 スポーツの祭典 船橋市スポーツ推進委員実技研修会・レクリエーション	10～11月 12 13 25	県スポーツセンター ほか 船橋アリーナ 運動公園 青少年会館
11	2025 市民マラソン大会 全国スポーツ推進委員研究協議会 第10回元気ふなばし健康ウォーキング	16 13～14 30	運動公園 長野県長野市 市内一円
12	スポーツ推進委員リーダー研修会 千葉県スポーツ推進委員研究大会	4 7	船橋市役所 君津地区
1	第70回成人の日記念市民駅伝競走大会 第76回県民スポーツ大会冬季大会 令和8年度行事調整会議（野球場・庭球場） 令和8年度行事調整会議（その他） 令和8年度行事調整会議（体育館） 第44回小学生・女子駅伝競走大会 学びと集い 2025 パラスポーツ講演会 パラスポーツ体験授業	18 1～3月 未定 未定 未定 31 31 未定 未定	運動公園～船橋アリーナ アクアリンクちば ほか 運動公園管理事務所 運動公園管理事務所 船橋アリーナ 運動公園 県スポーツセンター 未定 未定
2	令和8年度行事調整会議（武道センター）	未定	船橋アリーナ
3	スポーツ推進委員リーダー養成講習会 スポーツ協会総会	14～15 27	東京都 船橋市役所

【令和7年度主な施設整備】

○まちかどスポーツ広場の整備(生涯スポーツ課)

現在、18箇所設置しているまちかどスポーツ広場に加え、以下の2箇所を整備する。

- ・(仮称) 芝山まちかどスポーツ広場

少年野球やグラウンドゴルフ、軽スポーツなどができる広場を整備する。

- ・(仮称) 夏見町2丁目まちかどスポーツ広場

スケートボード、3×3バスケットボール、キャッチボール等のできるフリーエリアとする広場を整備する。

○武道センター大規模改修工事(生涯スポーツ課)

昭和62年に開館した武道センターを、公共建築物保全計画に基づき、老朽化した設備の更新工事を行うほか、エレベータや空調設備の設置工事を行う。工事に伴い、令和7年4月から令和8年3月までの1年間の予定にて休館中。

○運動公園体育館空調設備設置設計業務委託(公園緑地課)

体育館空調設備設置の設計業務を委託にて行う。

<今後の予定>

令和6年度：基本設計

令和7年度：実施設計

令和8年度：設置工事

○法典公園テニスコート(1面～6面)人工芝張り替え工事(公園緑地課)

法典公園テニスコート13面のうち、人工芝の劣化及び老朽化が著しい1面～6面の人工芝張り替え工事を行う。工事に伴い、令和7年10月から令和8年3月までの半年間の予定にて当該コートを休場する予定。

報告（３）生涯スポーツ推進計画について

１．内容

令和４年３月に策定された、第二次船橋市生涯スポーツ推進計画は令和４年度～８年度までの５年間とされていることから、今後、次期計画を策定する必要がある。

２．名称

第三次船橋市生涯スポーツ推進計画

３．計画期間

令和９年度～１３年度（５年間）

４．関係法令（要約）

- ・ 県及び市は、国のスポーツ基本計画を参酌して、「地方スポーツ推進計画」を定めるよう努めるものとする。【スポーツ基本法 第１０条】
- ・ 地方スポーツ推進計画を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。【スポーツ基本法 第３１条】

５．策定スケジュール（案）

令和７年４月	計画策定委員会の改正（別紙）
令和７年５月～令和８年３月	市民アンケートの準備・実施
令和８年４月～６月	施策の方針・骨子案作成
令和８年７月～１０月	素案作成
令和８年１２月	パブリックコメント実施
令和９年３月	計画策定、市長・議会へ報告

※ 場合により、書面等でのご連絡やご意見を頂戴する機会があります。その際は、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

船橋市生涯スポーツ推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 スポーツ基本法第10条の規定に基づき、生涯スポーツ推進のための長期的かつ総合的な道筋と、それを実現するための具体的方策を明らかにする観点から、船橋市生涯スポーツ推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるため、船橋市生涯スポーツ推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、生涯学習部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第6条 委員長は、必要があると認めるときには、部会を設置することができる。

- 2 部会は、委員が推薦する者と委員長が指名する者をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は、委員長が指名する。

(事務局)

第7条 事務局は、生涯学習部生涯スポーツ課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会が定める。

附則

この要綱は、平成25年6月21日から施行する。

この要綱は、令和元年8月22日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

船橋市生涯スポーツ推進計画策定委員（令和7年4月現在）

別 表

生涯学習部	生涯学習部長
企画財政部	政策企画課長
市民生活部	自治振興課長
福祉サービス部	障害福祉課長
高齢者福祉部	高齢者福祉課長
健康部	地域保健課長
	健康づくり課長
こども家庭部	こども家庭支援課長
地域子育て部	地域子育て支援課長
都市整備部	公園緑地課長
管理部	教育総務課長
学校教育部	保健体育課長
生涯学習部	社会教育課長
	青少年課長
	生涯スポーツ課長
	中央公民館長

プロスポーツ等連携推進委員会 令和６年度 事業実施報告書

① 地域・経済活性化事業

A) パブリックビューイング

(1) 事業概要

チームのシーズンが盛り上がるタイミングにおいて、大型ショッピングセンターでパブリックビューイングを開催することで、多くの人にチームPRを図るとともに、誰もが集まって皆でチームを応援できる場を創出する。

(2) 事業内容

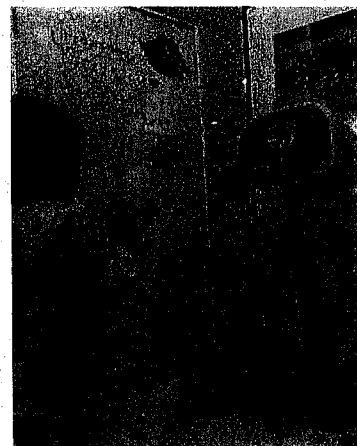
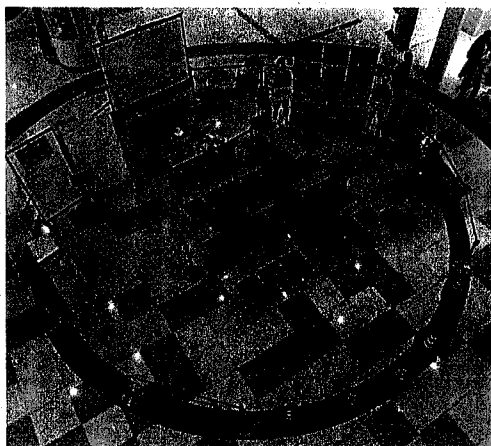
■ ジェッツ Bリーグ開幕戦パブリックビューイング

- 日時 令和６年１０月５日（土） １４時５分～試合終了まで ※イベントは１１時から
- 場所 イオンモール船橋 １階 光の広場
- 内容

りそなグループB.LEAGUE 2024-25 シーズン 第１節「千葉ジェッツ vs 宇都宮ブレックス」の試合をスクリーンで放映した。また、小さなお子様向けバスケシュート体験やジェッツ特別記念品の展示も同時開催し、ゴールできたお子様にはジェッツの限定グッズをプレゼントした。

➤ 実績

- 観戦者：１１０人程度（試合終了時）
- バスケシュート体験：２００人程度



■ スピアーズ ジャパンラグビーリーグワン開幕戦パブリックビューイング

➤ 日時 令和6年12月22日(日) 14時30分～試合終了まで

※イベントは12時から16時30分まで、キーワードラリーの受付は15時30分まで

➤ 場所 イオンモール船橋2階 マックハウス アーバンストア前

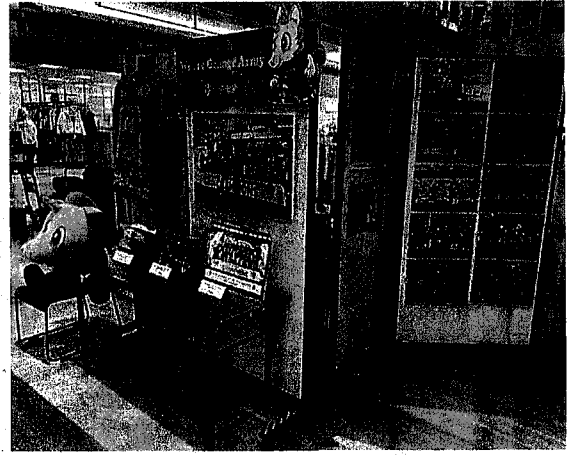
➤ 内容

NTT JAPAN RUGBY LEAGUE ONE 2024-25 ディビジョン1 第1節「クボタスパークス船橋・東京ベイ VS トヨタヴェルブリッツ」の試合をスクリーンで放映した。また、スパークスオリジナルグッズがもらえるキーワードラリーや記念品等の展示も行った。

➤ 実績

● 観戦者：35人程度(試合終了時)

● キーワードラリー参加者：44人(ゴール人数34人)



① 地域・経済活性化事業

B) 「タグラグビー教室」との連携企画

(1) 事業概要

市とスパークスの包括連携協定における既存事業「タグラグビー教室」を開催した小学校にタグラグビーセットを配備し、子ども達がスパークスやラグビーを身近に感じられる環境を整備する。さらに、希望する児童を対象としてスパークスのクラブハウス見学ツアーを実施する。

(2) 事業内容

■ タグラグビーセットの配備

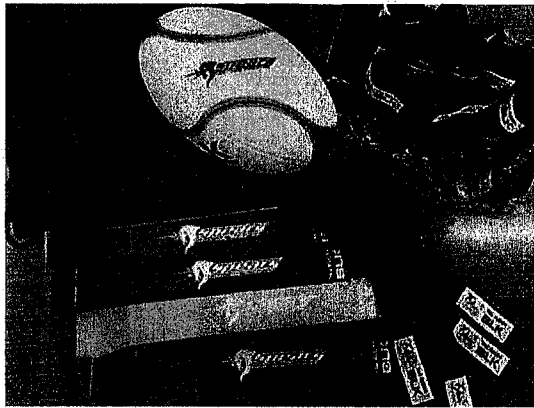
➤ 配備実施日及び対象の小学校

- 令和6年11月6日(水) 海神小学校
- 令和6年12月4日(水) 法典東・塚田・七林・三山東小学校

※タグラグビー教室の開催時にセットを持参した小学校については、スピアーズの選手より子ども達へ贈呈式を実施

➤ 配備したタグラグビーセットの内容(1校あたり)

- スピアーズロゴ入りラグビーボール：1個
- スピアーズロゴ入りオリジナルタグセット：40セット



■ クラブハウス見学ツアー

➤ 日時 令和6年11月16日(土)

➤ 場所 スピアーズクラブハウス「クボタ船橋グラウンド(船橋市栄町2-16-1)」

➤ 対象者

令和5・6年度に、スピアーズの「タグラグビー教室」を開催した法典東・塚田・塚田南・法典西・金杉台・葛飾小学校の希望する児童及び兄弟姉妹とその保護者。(計13名参加)

➤ 内容

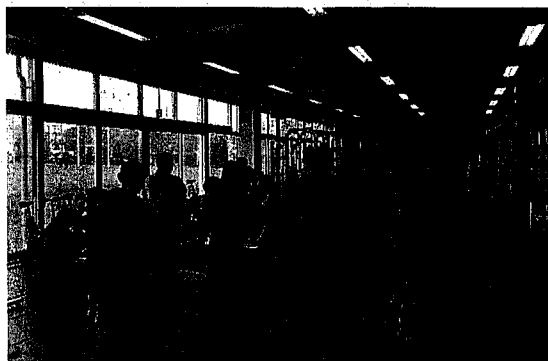
9:30 JR 船橋駅南口集合、バスで移動

9:50 クラブハウスにてイベント開始

- ・トレーニングジムや選手食堂などの見学
- ・練習グラウンドで簡単なラグビー体験
- ・ラグビーやスピアーズなどについての講義

・参加者全員にスピアーズよりオリジナルグッズ(スピアーズデザインのノート)を贈呈

12:00 イベント終了、バスで移動しJR 船橋駅南口で解散。



② シティプロモーション事業

A) 船橋駅周辺の装飾

(1) 事業概要

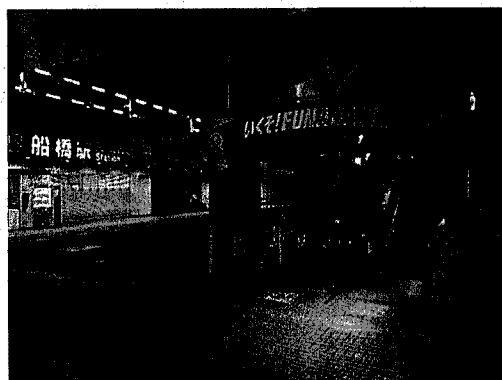
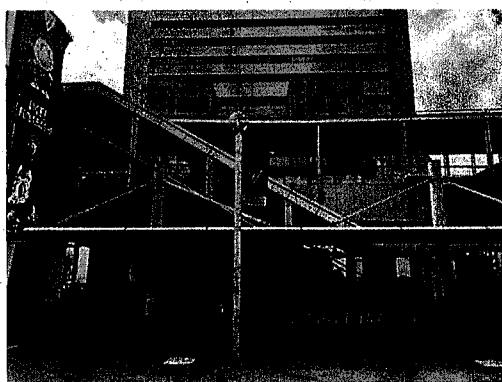
市内鉄道駅の中でも乗降客数が多く船橋市の顔である船橋駅周辺に対し、人の目を引き印象に残るようなチーム装飾を施すことで、市内外問わず船橋駅周辺を訪れた人に、本市をホームタウン又はホストエリアとして活躍するチームをPRするとともに、チームへの応援機運や愛着度を向上させる。

(2) 事業内容

■ JR 船橋駅南口ペDESTロリアンデッキの装飾

- 完成日 令和7年3月31日(月)
- 装飾場所 JR 船橋駅南口ペDESTロリアンデッキ内各所
- 装飾内容

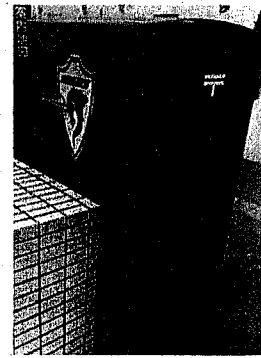
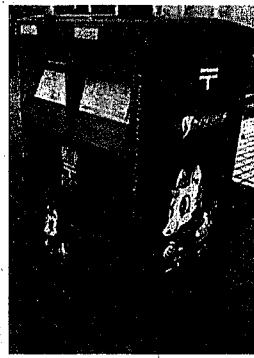
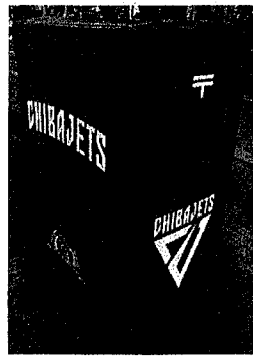
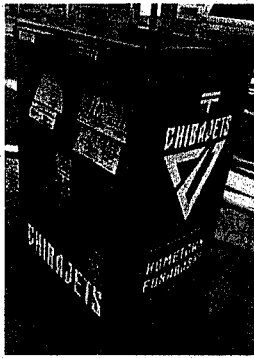
JR 船橋駅南口と FACE ビルを接続するペDESTロリアンデッキのエレベーターやエスカレーターの外壁、階段の蹴上、エスカレーターの入り口屋根やベルト中央部分、2階通路天井に対し、ジェッツとスピアーズのデザインの装飾を施した。



■ 郵便ポストの装飾

- 完成日 令和7年3月18日(火)
- 装飾場所
 - ①JR 船橋駅南口ときわ書房前(ジェッツ)
 - ②JR 船橋駅南口地下駐輪場入口脇(スピアーズ)
- 装飾内容

JR 船橋駅南口周辺の郵便ポスト2基に対し、ジェッツ・スピアーズの装飾を施した。



② シティプロモーション事業

B) 浜町中央公園の装飾

(1) 事業概要

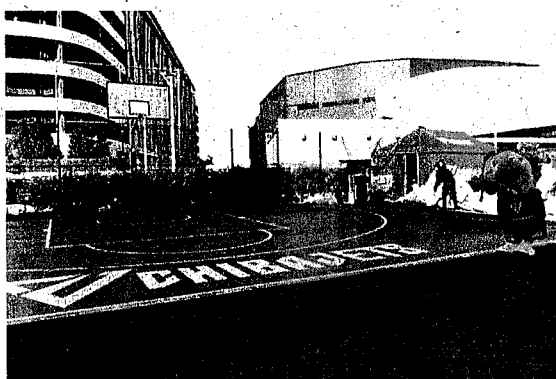
ジェッツのホームアリーナに隣接する浜町中央公園に、ジェッツの装飾を施すことで、ジェッツを PR するとともに、チームへの応援機運や愛着度の向上を図る。

(2) 事業内容

■ バスケットボールコート・ゴールの装飾

- 完成日 令和7年1月18日(土)
- 装飾場所 浜町中央公園(船橋市浜町2-3)
- 装飾内容

市が設置したバスケットボールコート・ゴールにおける、コート舗装部分とゴール防護マットに対し、ジェッツデザインの装飾を施した。また、完成日当日は千葉ジェッツ公式マスコットキャラクターのジャンボくんとともにお披露目式を開催した。



② シティプロモーション事業

C) 南船橋駅周辺の装飾

(1) 事業概要

市内外からの集客力が高い施設が数多く存在するとともにジェッツのホームアリーナのある南船橋駅周辺に対し、ジェッツの装飾を施すことで、エリア全体の一体感を創出し、ジェッツをPRするとともに、チームへの応援機運や愛着度を向上させる。

(2) 事業内容

■ 装飾に係る財源を確保するためのクラウドファンディングを実施

➤ 支援の募集期間

令和7年2月1日(土)～3月23日(日)

➤ 支援の目標金額と装飾範囲

◇ 1st ゴール 1,200 万円：浜町中央公園

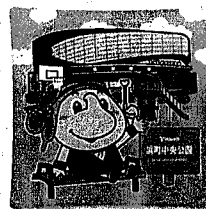
◇ 2nd ゴール 1,800 万円：上記に加え、JR 南船橋駅前

◇ 3rd ゴール 2,400 万円：上記に加え、JR 南船橋駅からホームアリーナまでの道路

➤ 支援者へのリターン

◇ 限定グッズや市特産品

クラウドファンディング限定デザインのキーホルダーやタオルなどのグッズや、市特産品のにんじんや梨などをリターン品として用意した。



◇ 装飾物への名入れ

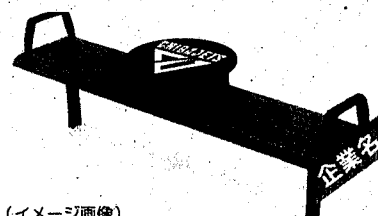
浜町中央公園に新設するジェッツデザインの看板や遊具などに対し、個人名や企業名を名入れする特典をリターンとして用意した。



個人サイン
[1枚]



[279]



(イメージ画像)

➤ 募集結果

総支援者数 1,034 人、総支援金額 12,316,000 円で、1st ゴールを達成することができた。

② シティプロモーション事業

D) 歩道橋の装飾

(1) 事業概要

チームのシーズンが盛り上がるタイミング（シーズン開幕戦、決勝トーナメント等）で、多くの方の目に付く市内歩道橋等にチームを応援する横断幕を設置することで、開幕や決勝進出を周知するとともに、チームの応援機運の醸成を図る。

(2) 事業内容

■ 横断幕制作

➤ 制作物

- ジェッツのシーズン開幕及びチャンピオンシップ進出告知用横断幕 各 11 枚



- スピアーズのシーズン開幕及びプレーオフトーナメント進出告知用横断幕 各 11 枚



■ 横断幕掲出（スピアーズシーズン開幕）

- 掲出期間 スピアーズシーズン開幕日（令和 6 年 12 月 22 日（日））の前後 2 週間程度
- 掲出場所 JR 船橋駅北口ペデストリアンデッキ、市役所本庁舎来庁者駐車場フェンス、市内歩道橋（湊町 1 丁目歩道橋・夏見台 3-3 夏見跨線橋・薬円台 2 丁目歩道橋） 計 5 箇所



② シティプロモーション事業

E) 多様な媒体を活用した情報発信

(1) 事業概要

チームの魅力や委員会の活動等を多様な媒体で発信することで、チームや委員会の認知度の向上を図るとともに、交流人口・関係人口の増加に繋げる。

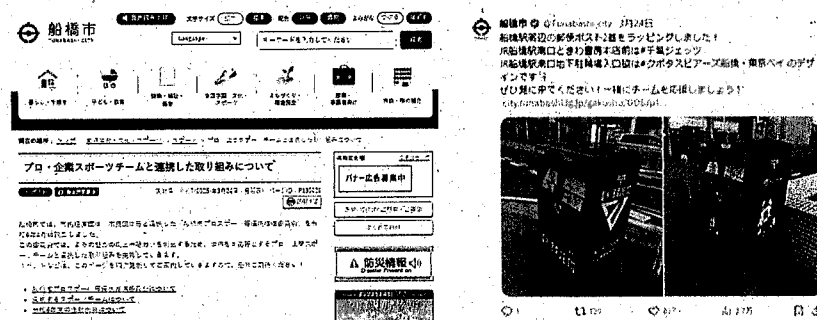
(2) 事業内容

■ HP・SNS

➤ 内容

委員会の活動について、市のHP・SNS・プレスリリースで発信した。

- HP実績 作成ページ数：7 総閲覧数：約5,300回
- SNS実績 掲載回数：23 総閲覧数：約57万回



■ リーフレット

➤ 内容

市の概要やチーム情報（選手、試合日程、地域活動等）、委員会の活動等について、リーフレットを制作（25,000部）し、りそなグループ Bリーグオールスター 2025 地域イベントのほか、委員会のイベントや公共施設、チームの試合会場等にて配布した。



プロスポーツ等連携推進委員会

令和7年度 事業計画

① 地域・経済活性化事業

A) パブリックビューイング

項目	内容
事業概要	チームのシーズンが盛り上がるタイミングにおいて、大型ショッピングセンターでパブリックビューイング（以下、「PV」という。）を開催することで、多くの人にチームPRを図るとともに、誰もが集まって皆でチームを応援できる場を創出する。
対象チーム	両チーム
実施場所	大型ショッピングセンター（イオンモール船橋、ららぽーとTOKYO-BAY）等
実施時期	各チーム開幕戦や決勝トーナメント等、注目度が高い試合が開催される時期
実施条件	各試合において、以下の条件等に該当する場合、当該事業は実施しない。 ● PVの会場の確保ができないとき ● 当日いづれかの特別警報又は警報が発表されたとき

- ・イオンモール船橋でR6年度に実施したPVの様子
シエツ開幕戦



スピアーズ開幕戦



① 地域・経済活性化事業

B)「タグラグビー教室」との連携企画

項目	内容
事業概要	市とスピアーズの包括連携協定における既存事業「タグラグビー教室」を開催した小学校にタグラグビーセットを配備し、子ども達がスピアーズやラグビーを身近に感じられる環境を整備する。さらに、希望する児童を対象としてスピアーズの試合見学ツアーを実施する。
対象チーム	スピアーズ
実施場所	● タグラグビーセット配備：令和7年度タグラグビー教室開催校 ● 試合見学ツアー：スピアーズえどりくフィールド
実施時期	● タグラグビーセット配備：タグラグビー教室実施時 ● 試合見学ツアー：令和7年12月開幕以降、スピアーズえどりくフィールドで試合が開催される日
実施条件	以下の条件等に該当する場合、試合見学ツアーは実施しない。 ● 参加者数が、スピアーズが定める最低催行人数に満たないとき ● 当日いずれかの特別警報又は警報が発表されたとき ● 試合が開催されないとき

・タグラグビーセット



(内訳)
 ・ラグビーボール
 ・スクラムマーカー
 ・タグ、ベルト
 ・ラグビーバッグ
 ・試合見学ツアー イメージ



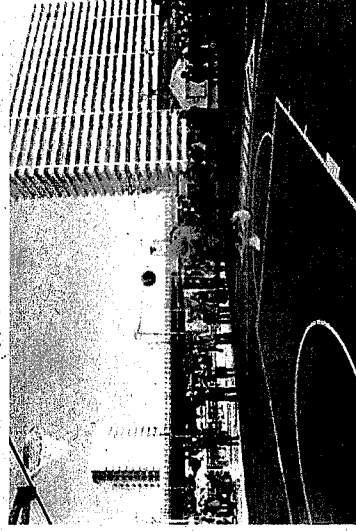
夏休みトップリーグバスツアーを開催しました！府中市
<https://www.city.fuchu.tokyo.jp/bunka/sport/rugby/event/h29-events/bustour2.html>

① 地域・経済活性化事業

C) 千葉ジェッツふなばしホームタウンフェスティバル

項目	内容
事業概要	市民の無料試合招待があるホームゲーム「ふなばし市民デー」の開催に併せて、ジェッツのホームアリーナとなる「LaLa arena TOKYO-BAY」に隣接する浜町中央公園で、誰もが参加できるイベントを開催することで、船橋市民デーを盛り上げるとともに、多くの人に船橋市の魅力を伝える。
対象チーム	ジェッツ
実施場所	浜町中央公園
実施時期	令和7年4月12日(土)、13日(日)
実施条件	以下の条件等に該当する場合、当該事業は実施しない。 ● 当日いずれかの特別警報又は警報が発表されたとき ● 試合が開催されないとき

・ホームタウンフェスティバル イメージ
バスケットを活用したイベント



参加型ブース



① 地域・経済活性化事業

D) 千葉ジェッツふなばし優勝パレード

項目	内容
事業概要	Bリーグにおいて優勝を果たしたジェッツを祝福する優勝パレードを実施することで、市内外から多くの人々を呼び込み地域・経済の活性化を図るとともに、スポーツチームを身近に感じてもらうための応援の機運醸成を図る。
対象チーム	ジェッツ
実施場所	本町1丁目交差点～船橋駅南口ロータリー
実施時期	令和7年6月1日(日)
実施条件	以下の条件等に該当する場合、当該事業は実施しない。 ● B.LEAGUE CHAMPIONSHIP (2024-25シーズン) においてジェッツが優勝しなかったとき ● 当日いずれかの特別警報又は警報が発表されたとき

・優勝パレード イメージ



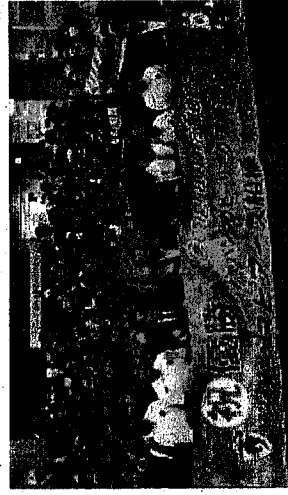
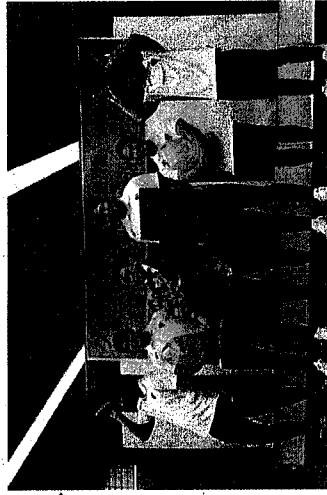
31万人が歡喜！ 広島東洋カープ優勝パレード株式会社電通
<https://dentsu-ho.com/articles/4654>

① 地域・経済活性化事業

E) クボタスピアーズ船橋・東京ベイ優勝（シーズン終了）報告会

項目	内容
事業概要	NTTジャパンラグビーリーグワンにおいて優勝を果たしたスピアーズを祝福する優勝報告会を実施することで、市内外から多くの人々を呼び込み地域・経済の活性化を図るとともに、スポンサーを身近に感じてもらい応援の機運醸成を図る。なお、優勝しなかった場合においても、シーズン終了報告会として実施する。
対象チーム	スピアーズ
実施場所	公共施設又は商業施設
実施時期	令和7年6月上旬
実施条件	以下の条件等に該当する場合、当該事業は実施しない。 ● 会場の確保ができないとき ● 当日いずれかの特別警報又は警報が発表されたとき

・優勝報告会 イメージ



① 地域・経済活性化事業

F) ふなばしトップスポーツチームフェスタ

項目	内容
事業概要	委員会、ジェッツ、スピアーズが一体となり、アンデルセン公園に遊びに来る子供達にバスケットボールやラグビーに触れる機会などを提供することで、両チームの認知拡大、応援の機運醸成及びファン増加を図る。
対象チーム	両チーム
実施場所	ふなばしアンデルセン公園
実施時期	令和7年7月頃
実施条件	以下の条件等に該当する場合、当該事業は実施しない。 ● 当日いずれかの特別警報又は警報が発表されたとき

・スポーツフェスティバル イメージ
チームブース



©CHIBAJETS FUNABASHI

ラグビー体験



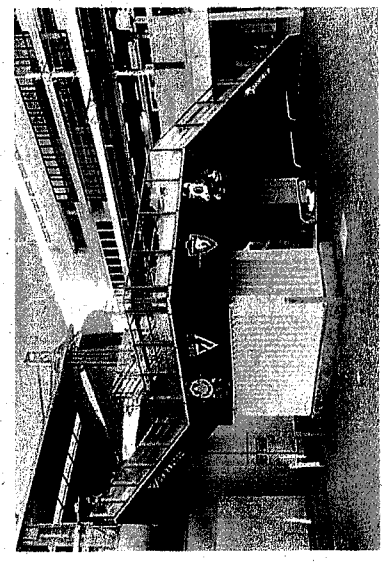
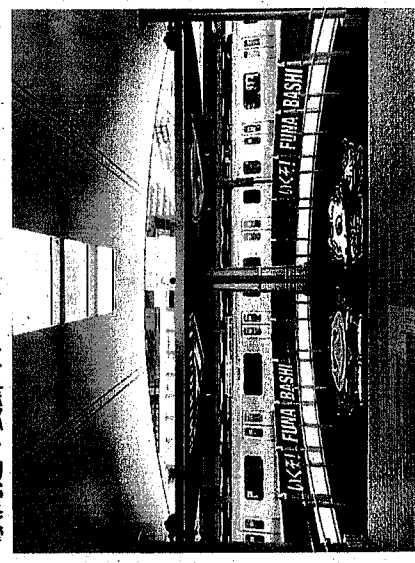
② シティプロモーション事業

G) 主要駅周辺の装飾

項目	内容
事業概要	市内鉄道駅の中でも乗降客数が多い駅周辺に対し装飾を実施し、市内外問わず駅周辺を訪れた人に、本市をホームタウン又はホストエリアとして活躍するチームをPRするとともに、チームへの応援機運や愛着度を向上させる。 令和7年度においては、令和6年度から実施しているJR船橋駅南口ペデストリアンデッキの追加装飾を実施するほか、他の主要駅での装飾の検討を行う。
対象チーム	両チーム
実施場所	JR船橋駅南口ペデストリアンデッキ等 市内主要駅周辺

実施時期 令和7年7月以降順次

・駅周辺の装飾イメージ

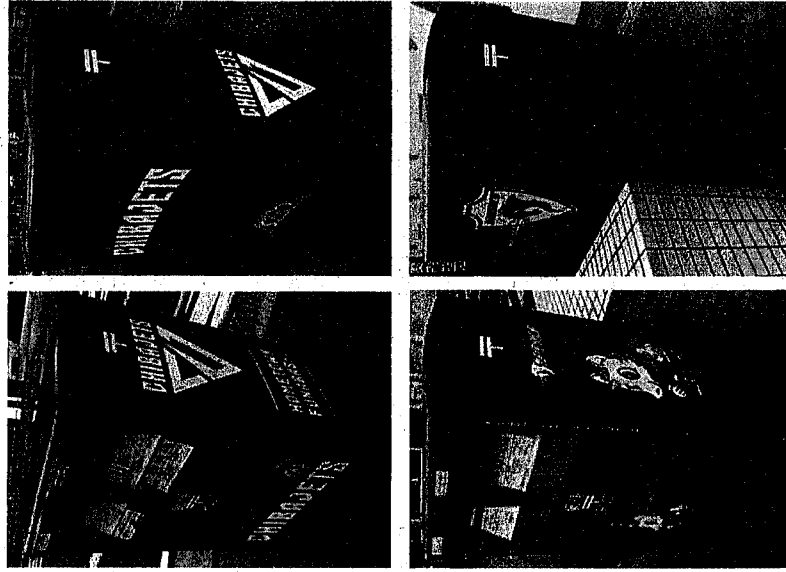


② シティプロモーション事業

H) 郵便ポストの装飾

項目	内容
事業概要	市内各所の郵便ポストに対し、人の目を引き印象に残るようなチーム装飾を施すことで、市内外問わず駅周辺を訪れた人に、本市をホームタウン又はホストエリアとして活躍するチームをPRするとともに、チームへの応援機運や愛着度を向上させる。
対象チーム	両チーム
実施場所	市内各所の郵便ポスト
実施時期	令和7年6月以降順次

・装飾イメージ



② シティプロモーション事業

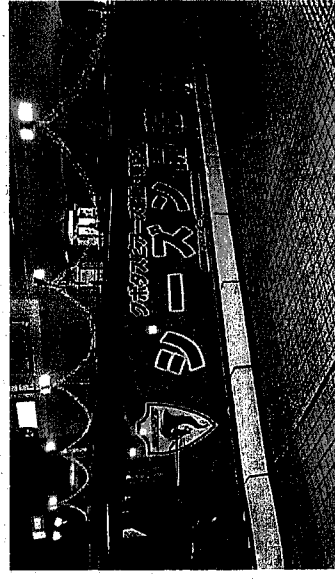
1) 横断幕等による装飾

項目	内容
事業概要	応援機運が高まる時期に合わせて、船橋市内各所に横断幕等を設置し、本市をホームタウン又はホストエリアとして活躍するチームをPRするとともに、チームへの応援機運や愛着度を向上させる。
対象チーム	両チーム
実施場所	市内各所の歩道橋、公共施設、商業施設等
実施時期	● ジェッツ ・ シーズン開幕時 (10月頃) ・ チャンピオンシップ進出時 (5月頃) ● スピアーズ ・ シーズン開幕時 (12月頃) ・ プレオフトーナメント進出時 (5月頃)

・ 掲出する横断幕 (令和6年度作成)



・ 掲出イメージ

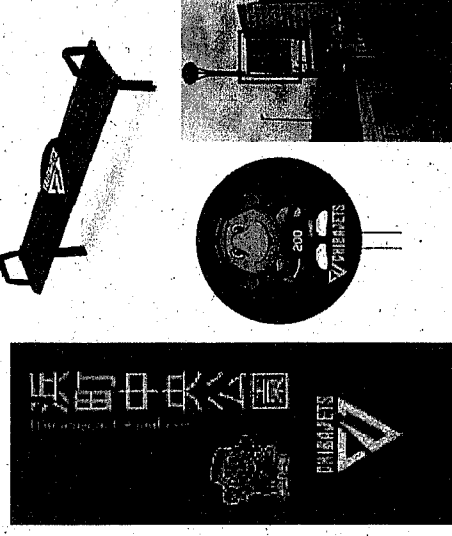


② シティプロモーション事業

Ｊ) 南船橋駅周辺の装飾

項目	内容
事業概要	市内外からの集客力が高い施設が数多く存在するとともにジェッツのホームアリーナのある南船橋駅周辺に対し、ジェッツの装飾を施すことで、エリア全体の一体感を創出し、ジェッツをPRするとともに、チームへの応援機運や愛着度を向上させる。 令和7年度においては、令和6年度に実施したクラウドファンディングでの寄附を原資に装飾を実施する。
対象チーム	ジェッツ
実施場所	浜町中央公園、JR南船橋駅周辺
実施時期	令和7年5月以降順次

・装飾イメージ



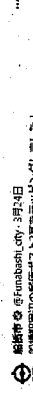
11

② シティプロモーション事業

K) 多様な媒体を活用した情報発信

項目	内容
事業概要	チームの魅力や委員会の活動等を多様な媒体で発信することで、チームや委員会の認知度の向上を図るとともに、交流人口・関係人口の増加に繋げる。
対象チーム	両チーム
情報発信手段	● HP・SNS 市のサイトやアカウントにて、チーム情報や、委員会の活動の告知・実施報告等を発信する。 ● リーフレット 市の概要やチーム情報、委員会の活動等を掲載したハンドブック型のリーフレットを作成し、委員会で実施するイベントで配布する。 ● その他メディア プレスリリース等で、市の概要やチーム情報、委員会の活動等をメディアに取り上げてもらえるよう働きかける。
実施時期	適宜実施

・SNSイメージ


 船橋市 @Funabashi_City 3月4日
 船橋市周辺の郵便ポストをラッピングしました！
 船橋市郵便局と船橋市郵便局は千代田市
 船橋市郵便局と船橋市郵便局は千代田市
 インです！
 ぜひ見てみてください！
 @Funabashi_City



・リーフレットイメージ



別冊 1

令和7年度

第1回 船橋市スポーツ推進審議会

各補助金申請書

船橋市教育委員会 生涯学習部

生涯スポーツ課

令和7年度 第1回 船橋市スポーツ推進審議会

【別冊1】各補助金申請書

目 次

1	船橋市スポーツ推進委員協議会	
	(1) スポーツ推進委員協議会補助金	・・・ 3
	(2) 地区スポーツ振興補助金	・・・ 7
2	船橋市スポーツ協会	
	(1) スポーツ協会事業費補助金・スポーツ協会事業	・・・ 27
	(2) スポーツ振興補助金・県民スポーツ大会派遣事業	・・・ 35
	(3) スポーツ振興補助金・県民スポーツ大会強化練習事業	・・・ 41
3	薬円台地区自治会連合協議会	
	地域スポーツ推進事業補助金・地域スポーツ奨励事業	・・・ 47

第 1 号様式

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付申請書

令和 7 年 4 月 1 6 日

船橋市長 あて

申請者 所在地 船橋市湊町 2 丁目 1 0 番 2 5 号
 団体名 船橋市スポーツ推進委員協議会
 代表者氏名 会長 野口 俊 光

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金の交付を受けたいので、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	令和 7 年度	補助金の名称	船橋市スポーツ推進委員協議会補助金
補助事業	名 称	船橋市スポーツ推進委員協議会事業	
	目的・内容	目的：市民スポーツの推進 内容：別紙添付書類「年間事業計画書のとおり」	
	効 果	交付された補助金を基に、年間を通して市民向けに様々な事業・広報等を行うことで、よりよい市民スポーツを推進できるようになる。 また、協議会内委員向けの研修等を実施することで、上記事業・広報等を市民により還元できるようになる。	
経費所要総額		2, 0 4 6, 1 8 5 円	
交付申請額		1, 4 1 8, 0 0 0 円	
着手及び完了予定年月日		着手 予定 令和 7 年 4 月 1 日 完了 予定 令和 8 年 3 月 3 1 日	
添付書類		①. 事業計画書 ②. 収支予算書 ③. 前年度決算書 4. その他 ()	

消費税の適用に関する事項（該当するものに☑）

(1) 補助金交付額の算定

- ☐ 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定
☒ 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定
 ※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります（返還額が 0 円の場合も含む）。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

- ☒ 免税事業者である
☐ 簡易課税事業者である
☐ 消費税法別表第 3 に掲げる法人等であって特定収入割合が 5 %を超える
☐ その他 ()

令和 7 年度船橋市スポーツ推進委員協議会事業計画書

月・日・曜日			行 事 名 及 び 内 容	会 場
4	12	土	令和 7 年度総会	市役所
4	22	火	船橋市スポーツ推進委員協議会会計説明会	市役所
5	25	日	船橋市スポーツ推進委員全体研修会	青少年会館
6	27	金	令和 7 年度関東スポーツ推進委員研究大会（全体会）	山梨県甲府市
6	28	土	令和 7 年度関東スポーツ推進委員研究大会（分科会）	
7	12	土	第 1 4 回スポーツフォーラム	きららホール
7	20	日	千葉県スポーツ推進委員初任者研修会	県スポーツセンター
9	15	月祝	千葉県拡大交流会	県スポーツセンター
9	15	月祝	ボッチャ交流大会	船橋アリーナ 多目的室
10	12	日	ダレッチボール研修交流会	船橋アリーナ サブアリーナ
10	25	土	令和 7 年度スポレク大会 （船橋市スポーツ推進委員実技研修会・レクリエーション）	青少年会館
11	2	日	第 1 9 回ふなばし健康まつり	船橋市運動公園
11	13	木	第 6 6 回全国スポーツ推進委員研究協議会（全体会）	長野県長野市
11	14	金	第 6 6 回全国スポーツ推進委員研究協議会（分科会）	
11	16	日	2 0 2 5 船橋市民マラソン大会	船橋市運動公園
11	30	日	第 1 0 回元気ふなばし健康ウォーキング	船橋市内一円
12	4	木	船橋市スポーツ推進委員リーダー研修会	市役所
12	7	日	第 4 1 回千葉県スポーツ推進委員研究大会	君津地区
12	11	木	船橋市スポーツ推進委員協議会望年会・表彰受賞者お祝いの会	市内会場
1	18	日	第 7 0 回成人の日記念船橋市民駅伝競走大会	船橋市内一円
1	31	土	学びと集い 2 0 2 5	県スポーツセンター
3	2	月	令和 7 年度協議会・ブロック・地区会計 確認月間	市役所
3	14	土	スポーツ推進委員リーダー養成講習会(全国連合主催)	東京都
3	15	日	スポーツ推進委員リーダー養成講習会(全国連合主催)	
4	2	木	令和 7 年度協議会・ブロック・地区会計 監査	市役所

* 市民陸上(小学生の部)：春季なし：秋季9/27 ※予定

■船橋市スポーツ推進委員協議会定例会議■（会場 船橋市役所・市内公民館等）

§ スポーツ推進委員協議会執行部会	-----	適宜開催 (奇数月第 2 火曜日等)
§ スポーツ推進委員協議会理事会	-----	年 6 回開催 (奇数月第 4 火曜日等)
§ スポーツ推進委員協議会合同会議	-----	年 3 回程度適宜開催 (第 3 火曜日等)
§ スポーツ推進委員協議会事業委員会	-----	毎月第 2 木曜日
§ スポーツ推進委員協議会研修委員会	-----	毎月第 1 木曜日
§ スポーツ推進委員協議会広報委員会	-----	毎月第 3 木曜日

令和7年度船橋市スポーツ推進委員協議会収支予算書

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金（補助対象経費）

収入の部				単位：円
科目	R7年度予算額	R6年度予算額	比較	説明
会費	300,000	300,000	0	会費（年額1,500円）×200名
市補助金	1,418,000	1,118,000	300,000	船橋市からの協議会補助金、令和7年度より健康ウォーキング分30万円を協議会補助金へ計上
行事参加料	75,000	0	75,000	健康ウォーキング参加費、ダレッジボール研修交流会参加費
雑収入	10	10	0	銀行利息等
前年度繰越金	253,175	308,767	▲ 55,592	
合計	2,046,185	1,726,777	319,408	

支出の部				単位：円
科目	R7年度予算額	R6年度予算額	比較	説明
旅費	10,000	0	10,000	各種事業における備品等の運搬費用
印刷製本費	720,000	550,000	170,000	総会資料1回分・黄封筒・チラシ代・感謝状・賞状 他
通信運搬費	250,000	250,000	0	郵送物発送料
備品購入費	35,000	30,000	5,000	研修会・講演会用具等（価格が30,000円以上の物）
消耗品費	200,000	189,777	10,223	文具・スポーツ用品・みんなのスポーツ 他
報償費	230,000	100,000	130,000	講師謝金、イベント参加賞等
使用料及び賃借料	80,000	40,000	40,000	講演会、イベント等会場使用料
負担金	350,000	535,000	▲ 185,000	全国スポーツ推進委員連合・千葉県スポーツ推進委員連合会負担金
手数料	15,000	20,000	▲ 5,000	振込手数料
保険料	25,000	12,000	13,000	イベント保険（一般市民参加の行事を開催する場合など）
予備費	131,185	0	131,185	当初予算が不足した場合に使用（補助対象経費外）
合計	2,046,185	1,726,777	319,408	補助対象経費外（予備費）含む合計

※補助対象経費合計 1,915,000

船橋市地区スポーツ振興補助金（補助対象経費）

収入の部				単位：円
科目	R7年度予算額	R6年度予算額	比較	説明
市補助金	5,353,000	5,653,000	▲ 300,000	船橋市からブロック・地区への補助金、令和7年度より健康ウォーキング分の30万円を協議会補助金へ計上 詳細は別紙を参照
行事参加費等	1,338,263	1,413,263	▲ 75,000	各ブロック・地区の行事参加料等、令和7年度より健康ウォーキング分の収入を除く
合計	6,691,263	7,066,263	▲ 375,000	

支出の部				単位：円
科目	R7年度予算額	R6年度予算額	比較	説明
行事開催費	6,691,263	7,066,263	▲ 375,000	行事開催費及び活動費、令和7年度より健康ウォーキング分を除く 詳細は別紙を参照
合計	6,691,263	7,066,263	▲ 375,000	

船橋市スポーツ推進委員協議会会費（補助対象経費外）

収入の部				単位：円
科目	R7年度予算額	R6年度予算額	比較	説明
会費	100,000	100,000	0	年額500円×会員200名
雑収入	10	2	8	銀行利息
前年度繰越金	498,752	444,050	54,702	
合計	598,762	544,052	54,710	

支出の部				単位：円
科目	R7年度予算額	R6年度予算額	比較	説明
渉外費	586,762	532,052	54,710	慶弔金・弔電・生花・自連協新年会会費（補助対象経費外）
負担金	10,000	10,000	0	市民の会会費・健やかプラザ21会費（補助対象経費外）
手数料	2,000	2,000	0	生花代等振込手数料（補助対象経費外）
合計	598,762	544,052	54,710	

令和6年度船橋市スポーツ推進委員協議会収支決算書

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金（補助対象経費）

収入の部

単位：円

科目	予算額	収入済額	比較	説明
会費	300,000	277,500	▲ 22,500	会費（年額1,500円）×会員185名
市補助金	1,118,000	1,118,000	0	船橋市からの補助金
雑収入	10	1,902	1,892	銀行利息等
前年度繰越金	308,767	308,767	0	
合計	1,726,777	1,706,169	▲ 20,608	

支出の部

単位：円

科目	予算額	流用及び補正	予算現額	支出済額	比較増減額	説明
印刷製本費	550,000	25,654	575,654	575,654	0	スポ推だより・総会資料・黄封筒・NETWORK 他
通信運搬費	250,000		250,000	200,656	49,344	各種発送料
備品購入費	30,000	45,900	75,900	75,900	0	総会等横看板 更新
消耗品費	189,777		189,777	182,901	6,876	文具・みんなのスポーツ 他
報償費	100,000	▲ 45,900	54,100	53,673	427	講師料、イベント参加賞等
使用料及び賃借料	40,000		40,000	32,100	7,900	講演会、イベント等会場使用料
負担金	535,000	▲ 25,654	509,346	295,950	213,396	全国スポーツ推進委員連合・千葉県スポーツ推進委員連合会
手数料	20,000		20,000	9,796	10,204	振込手数料
保険料	12,000		12,000	4,802	7,198	イベント保険
合計	1,726,777	0	1,726,777	1,431,432	295,345	

差引残高	1,706,169	—	1,431,432	=	274,737	
	(収入済額)		(支出済額)		(残高)	
◇次年度繰越金	274,737	—	0	—	21,562	= 253,175
	(残高)		(協議会補助金市県入額) ※1		(地区スポーツ推進委員会協議会入金の不足分繰越金)	(次年度繰越金)

※1 支出済額の80%（100円未満切捨）が市の補助金額を上回るため

船橋市地区スポーツ振興補助金（補助対象経費）

収入の部

単位：円

科目	予算額	収入済額	比較	説明
市補助金	5,653,000	5,653,000	0	船橋市から補助金
行事参加料等	1,413,263	4,738,428	3,325,165	各ブロック・地区の行事参加料等（5ブロック・24地区・健康ウォーキングの補助金を除いた合計収入額）
合計	7,066,263	10,391,428	3,325,165	

支出の部

単位：円

科目	予算額	流用及び補正	予算現額	支出済額	比較	説明
行事開催費	7,066,263	1,081,194	8,147,457	8,147,457	0	・支出済額は補助対象経費外の3科目を含めた総合計 ・市へ申請する補助対象経費等は別紙「支出内訳報告」を参照 ・当初予算額を上回った行事参加料等より支出不足分を補正
合計	7,066,263	1,081,194	8,147,457	8,147,457	0	

差引残高	10,391,428	—	8,147,457	=	2,243,971	
	(収入済額)		(支出済額)		(残高) ※2	
◇次年度繰越金	2,243,971	—	1,080,700	+	21,562	= 1,184,833
	(残高) ※2		(地区スポーツ補助金市県入額)		(協議会補填金)	(次年度繰越金) ※2

※2 5ブロック・24地区の合計額

船橋市スポーツ推進委員協議会会費（補助対象経費外）

収入の部

単位：円

科目	予算額	収入済額	比較	説明
会費	100,000	94,000	▲ 6,000	500円×188名分
雑収入	2	238	236	銀行利息
前年度繰越金	444,050	444,050	0	
合計	544,052	538,288	▲ 5,764	

支出の部

単位：円

科目	予算額	流用及び補正	予算現額	支出済額	比較増減額	説明
渉外費	532,052		532,052	29,096	502,956	香典代等（補助対象経費外）
負担金	10,000		10,000	10,000	0	市民の会会費、すこやかプラン21会費等 補助対象経費外
手数料	2,000		2,000	440	1,560	各種手数料（補助対象経費外）
合計	544,052	0	544,052	39,536	504,516	

差引残高	538,288	—	39,536	=	498,752	
	(収入済額)		(支出済額)		(残高) ⇒ (次年度繰越金)	

船橋市地区スポーツ振興補助金交付申請書

令和7年4月16日

船橋市長 あて

申請者 所在地 船橋市湊町2丁目10番25号
 団体名 船橋市スポーツ推進委員協議会
 代表者氏名 会長 野口 俊光

補助金の交付を受けたいので、船橋市地区スポーツ振興補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	令和7年度	補助金等の名称	船橋市地区スポーツ振興補助金
補助事業等	名 称	船橋市地区スポーツ振興事業	
	目的及び内容	目的：ブロック・地区における市民スポーツの推進 内容：別紙添付書類「年間事業計画書のとおり」	
	効 果	交付された補助金を基に、年間を通して各ブロック・地区ごとに市民向けに様々な事業・広報等を行うことで、各ブロック・地区においてよりよい市民スポーツを推進できるようになる。	
経費所要総額		6,691,263円	
交付申請額		5,353,000円	
着手及び完了予定年月日		着手 予定 令和7年4月 1日 完了 予定 令和8年3月31日	
添付書類		①. 事業計画書 ②. 収支予算書 ③. 前年度決算書 ④. その他 ()	

消費税の適用に関する事項（該当するものに☑）

(1) 補助金交付額の算定

☐ 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定

☒ 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります（返還額が0円の場合も含む）。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

☒ 免税事業者である

☐ 簡易課税事業者である

☐ 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

☐ その他 ()

7

m

h

o

令和7年度地区スポーツ振興事業計画書

注：「区分」欄の「主」は主催事業、「共」は共催事業、「協」は協力事業である。
「網掛」部分の参加人数は空欄。

南部ブロック

区分	No.	行 事 名	期 日	会 場	スポンサ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主	1	春季地域交流グラウンドゴルフ大会	6/8	湊町小学校 校庭	30	100	0	20	80
主	2	スポーツ体験（種目：ボッチャ・他）	7/13	湊町地区 浜町公民館	30	70	50	20	0
主	3	ママさんバレーボール大会	8/9	船橋市運動公園 体育館	30	120	0	100	20
主	4	第3回南部ブロックボッチャ交流大会	8/31	浜町公民館 体レク室	30	50	15	20	15
主	5	秋季地域交流グラウンドゴルフ大会	11/23	湊町小学校 校庭	30	100	0	20	80
主	6	南部ブロック研修会 2025年	2/8	湊町地区 心肺蘇生法研修会	30	0	0	0	0
		合 計			180	440	65	180	195

宮本地区

区分	No.	行 事 名	期 日	会 場	スポンサ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主	1	宮本地区春季元気にあるこう&遊ぼう	4/6	大神宮～谷津	10	90	5	15	20
主	2	宮本地区春季グラウンドゴルフ大会	5/11	峰台小学校	10	80	10	0	40
主	3	宮本地区ハッピーサタデー	6/29	宮本公民館	10	80	25	5	0
主	4	宮本地区秋季グラウンドゴルフ大会	9/14	宮本小学校	10	90	10	0	40
主	5	宮本地区秋季元気にあるこう&いもほり	10/5	大神宮～谷津	10	40	5	15	20
協	6	宮本地区子ども御輿パレード	9/28	市民まつり会場	10				
協	7	宮本公民館まつり	10/26	宮本公民館	10				
協	8	宮本地区社会福祉協議会クリスマス会	12/14	宮本公民館	10				
主	9	宮本地区ハッピーサタデー	1/25	宮本公民館	10	30	25	5	0
協	10	宮本子どもまつり	3/8	宮本公民館	10				
		合 計			100	410	80	40	120

湊町地区

区分	No.	行 事 名	期 日	会 場	スポンサ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主	1	春のふれあいウオーキング	4/20	浜町公民館（海老川～長津川親水公園）	8	50	5	10	35
主	2	地域交流グラウンドゴルフ大会	5/4	浜町公民館	8	60	0	5	55
共	3	ラジオ体操（第1回目）	8/7	浜町公民館 講堂	8	25	5	5	15
共	4	ラジオ体操（第2回目）	8/14	浜町公民館 講堂	7	25	5	5	15
共	5	ラジオ体操（第3回目）	8/21	浜町公民館 講堂	6	25	5	5	15
共	6	ラジオ体操（第4回目）	8/28	浜町公民館 講堂	6	25	5	5	15
主	7	湊町地区ボッチャ交流大会	8/31	浜町公民館 体レク室	8	50	20	20	10
共	8	ハッピーサタデー（モレック）	9/13	浜町公民館 講堂	8	30	20	5	5
共	9	浜町公民館「かもめ祭」	10/4・5	浜町公民館&駐車場	8	100	60	20	20
主	10	秋のふれあいウオーキング	10/26	浜町公民館（谷津干潟・香澄公園）	8	45	5	10	30
主	11	若松交流グラウンドゴルフ大会	11/3	若松中学校 校庭	8	50	5	10	35
共	12	「ワンパクフェスタ」ダンボール迷路	2/21・22	浜町公民館 体管レク室	12	250	200	30	20
		合 計			95	735	335	130	270

令和7年度地区スポーツ振興事業計画書

本町地区

区分	No.	行 事 名	期 日	会 場	ス ポ 推 数	参 加 人 数	少 年	一 般	高 齢 者
主	1	本町地区GG大会	4/19(予備日4/20)	天沼弁天池公園	7	60	0	10	50
主	2	本町地区モルック大会	5/17(予備日5/18)	天沼弁天池公園	7	40	5	5	30
共	3	本町地区連合町会GG大会	6/1(予備6/7)	天沼弁天池公園	7	95	0	20	75
協	4	子どもまつり	6/14	中央公民館	7				
主	5	ウォーキング	7/19(予備日7/20)	佐倉市(七福神めぐり)	7	50	0	10	40
主	6	本町地区モルック大会	9/6(予備日9/7)	天沼弁天池公園	7	40	5	5	30
共	7	本町北口町会GG大会	10/4(予備日10/5)	天沼弁天池公園	7	90	15	15	60
協	8	本町地区連合町会スポーツ・福祉祭	10/26	船橋小学校	7				
主	9	本町地区GG大会	11/22(予備日11/23)	天沼弁天池公園	7	50	0	10	40
協	10	本町ふれあい福祉まつり	3/8(予備日なし)	船橋小学校	7				
		合 計			70	425	25	75	325

海神地区

区分	No.	行 事 名	期 日	会 場	ス ポ 推 数	参 加 人 数	少 年	一 般	高 齢 者
主	1	海神小学校区グラウンドゴルフ大会	5/18	西海神小学校	10	32	6	10	16
主	2	海神南小学校区グラウンドゴルフ大会	6/1	海神南小学校	10	32	10	10	12
主	3	海神小学校区軽スポーツ大会	9/7	海神中学校	10	32	6	10	16
協	4	海神中学校ママさんバレーボール大会	9月中旬	西海神小学校	10				
主	5	海神南小学校区軽スポーツ大会	10/5	海神南小学校	10	32	10	10	12
主	6	南本町小学校区軽スポーツ大会	10/19	南本町小学校	10	32	2	20	10
協	7	南本町小学校区スポーツフェスティバル	11月中旬	南本町小学校	10				
協	8	南本町小学校区軽スポーツ大会	2/15	南本町小学校	10				
主	9	海神公民館こどもまつり	2月下旬	海神公民館	8	0	0	0	0
		合 計			88	160	34	60	66

西部ブロック

区分	No.	行 事 名	期 日	会 場	ス ポ 推 数	参 加 人 数	少 年	一 般	高 齢 者
主	1	西部ブロックバレーボール大会	8/3	運動公園 体育館	6	130	0	130	0
主	2	ボッチャブロック大会	8/17	行田中学校 体育館	20	80	10	20	50
主	3	西部ブロックソフトボール大会	9/28	法典公園	10	60	0	60	0
主	4	西部ブロックグラウンドゴルフ大会	11/23	法典公園	10	120	0	0	120
主	5	西部ブロックバレーボール大会	3/1	運動公園 体育館	6	130	0	130	0
主	6	西部ブロックモルック交流大会	3/8	行田東小学校	20	60	20	20	20
		合 計			72	580	30	360	190

令和7年度地区スポーツ振興事業計画書

西船地区

区分	No.	行 事 名	期 日	会 場	スポ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主	1	春季グラウンド・ゴルフ大会	5/6	J R A 中山競馬場	10	30	0	0	30
主	2	春季ウォーキング大会	5/18	葛西臨海公園	10	40	0	10	30
主	3	西船地区モルック大会	7月上旬	西船近隣公園	10	30	0	10	20
主	4	夏期ラジオリオ体操会(前期)	7/20~7/26	葛飾小学校	40	1200	1000	120	80
主	5	西船地区ボッチャ大会	7月下旬	葛飾公民館	10	50	20	10	20
主	6	夏期ラジオリオ体操会(後期)	8/24~30	葛飾小学校	40	1200	1000	120	80
主	7	西船地区バレーボール大会	9/8	葛飾小学校	10	80	0	80	0
協	8	葛飾地区福祉まつり	10月上旬	葛飾公民館	10				
主	9	秋季グラウンド・ゴルフ大会	11/3	J R A 中山競馬場	10	30	0	0	30
協	10	西船地区連合町会スボレク大会	11月上旬	葛飾小学校	10				
主	11	秋季ウォーキング大会	11/16	場所未定	10	40	0	10	30
協	12	葛飾公民館子供まつり	2月中旬	葛飾公民館	10				
主	13	西船地区モルック大会	3月中旬	西船近隣公園	10	40	10	10	20
		合 計			190	2740	2030	370	340

本中山地区

区分	No.	行 事 名	期 日	会 場	スポ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主	1	モルック体験会	4/20(予備4/27)	小栗原小学校	7	50	20	20	10
主	2	グラウンドゴルフ大会	6/8(予備6/15)	小栗原小学校	7	50	15	15	20
主	3	夏休みラジオリオ体操会(前期)	7/22~7/31	小栗原小学校	56	1800	1200	300	300
共	4	ボッチャ体験会	8/3	西部公民館	7	50	35	10	5
主	5	船橋市ボッチャ大会ブロック予選	8/17	行田東小学校	7	0	0	0	0
主	6	夏休みラジオリオ体操会(後期)	8/22~8/31	小栗原小学校	56	1800	1200	300	300
共	7	健康フェスティバル	10/5(予備10/19)	小栗原小学校	7	0	0	0	0
主	8	本中山地区歩け大会	11/23	未定	7	50	5	10	35
主	9	地区研修会(ニュースポーツ体験会)	2/8	西部公民館	7	60	30	10	20
共	10	子供フェスティバル	3/7	西部公民館	7	300	200	50	50
		合 計			168	4160	2705	715	740

令和7年度地区スポーツ振興事業計画書

塚田地区

区分	No.	行 事 名	期 日	会 場	スポ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主	1	第5回 健康測定	5/11	塚田公民館	7	30	0	10	20
共	2	第60回塚田地区グラウンドゴルフ大会	6/8 (予備6/15)	行田中学校	7	80	0	10	70
協	3	ハッピーサタデー	6/21	塚田公民館	6				
主	4	ボッチャ大会	6/29	行田東小学校	7	36	5	5	26
主	5	卓球バレー大会	9/7	行田中学校	7	36	5	10	21
共	6	第6回 健康測定	9/20	塚田小学校	7	30	0	10	20
協	7	塚田まつり	未定	未定	5				
共	8	第61回塚田地区グラウンドゴルフ大会	10/26 (予備11/1)	行田中学校	7	80	0	10	70
主	9	第41回塚田地区バレーボール大会	11/24	行田中学校	7	100	0	100	0
主	10	第2回 モルック大会	12/6	県立行田公園	7	36	5	10	21
		合 計			67	428	15	165	248

法典地区

区分	No.	行 事 名	期 日	会 場	スポ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主	1	第31回法典地区ウォーキング	4/27	地区内	10	60	10	10	40
協	2	第45回法典地区老人クラブ連絡協議会運動会	6/15	法田中学校	10				
主	3	第40回法典地区グラウンドゴルフ大会	6/21	法典公園	10	200	0	20	180
協	4	法典フェア	9/28	法典公民館	5				
協	5	法典文化祭り	10/18, 10/19	法典公民館、丸山公民館	5				
主	6	第26回法典地域祭	11/9	法典公園	10	3000	1500	1000	500
主	7	第54回法典地区卓球大会	11/16	法典小学校	5	80	0	10	70
主	8	第59回法典地区バレーボール大会	11/23	旭中学校	5	80	0	80	0
協	9	法典地区福祉祭り	12/1	法典公民館	5				
主	10	第60回法典地区耐寒マラソン大会	2/2	法典公園周辺道路	10	400	250	130	20
主	11	法典地区スポーツ推進委員会研修会	未定	未定	10	40	0	20	20
主	12	市・地区スポーツ推進委員理事會	毎月第3土曜日	法典公民館	10	40	0	20	20
協	13	法典・丸山公民館事業協力	—	—	—				
協	14	自治会・町会行事主催及び協力	—	—	—				
		合 計			95	3900	1760	1290	850

中部ブロック

区分	No.	行 事 名	期 日	会 場	スポ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主	1	中部ブロック研修会	4/19	高根公民館	32	0	0	0	0
主	2	中部ブロック心肺蘇生法実技研修会	6/15	未定	32	45	0	0	0
主	3	中部ブロックボッチャ交流大会	7/27	高根公民館	32	75	5	15	25
主	4	中部ブロックモルック大会	11/6	浦安散策	32	75	0	10	20
主	5	中部ブロックウォーキング	2/8	高根東小学校 (校庭) 予定	32	165	5	20	20
		合 計			160	360	10	45	65

令和7年度地区スポーツ振興事業計画書

夏見地区

区分	No.	行 事 名	期 日	会 場	スポンサ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
協	1	夏見子供フェスタ (ポッチャ)	4/27	夏見台中央公園	8				
主	2	健康体操	5月	夏見公民館	8	30	0	20	10
主	3	健康体操	7月	夏見公民館	8	30	0	20	10
協	4	八栄小バザー (ポッチャ・輪投げ)	9月	八栄小学校	8				
協	5	セントゲアまつり	10月	セントゲア夏見	8				
協	6	夏見北部自治会まつり (ポッチャ・モルック)	10月	夏見台小学校	8				
協	7	夏見自治会まつり (ポッチャ)	11月	夏見あおぞら公園	8				
主	8	モルック	11月	夏見公民館	8	20	20	0	0
主	9	健康体操	1月	夏見公民館	8	30	0	20	10
		合 計			72	110	20	60	30

高根・金杉地区

区分	No.	行 事 名	期 日	会 場	スポンサ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
共	1	地区連グラウンドゴルフ大会	5/18	金杉台小学校校庭	8	120	0	0	120
主	2	ふれあいウォーキング	6月	東京方面	8	30	5	10	15
主	3	東京湾めぐり	7~8月	東京方面	8	30	5	10	15
共	4	秋まつり	11/4	御滝中学校校庭	8	1700	200	750	750
共	5	地区社協福祉まつり	11/10	高根公民館	8	650	250	250	150
主	6	モルック体験	1月	金杉台小学校校庭	8	30	5	10	15
共	7	地区連歩こう会	3月	御滝公園→アムデルセン公園	8	120	10	30	80
		合 計			56	2680	475	1060	1145

高根台地区

区分	No.	行 事 名	期 日	会 場	スポンサ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主	1	グラウンドゴルフ大会	5/11	高根木戸3号公園 (怪獣公園)	7	40		5	35
主	2	ポッチャ大会	6/8	高根台公民館 (4階講堂)	7	40	8	8	24
協	3	高根台夏まつり	7/19, 7/20	高根木戸近隣公園	7				
主	4	モルック大会	8/31	高根台公民館 (4階講堂)	7	48	12	12	24
協	5	高根台団地自治会敬老会	未定	高根台公民館	7				
主	6	グラウンドゴルフ大会	9/7	高根木戸3号公園 (怪獣公園)	7	40		5	35
共	7	高根台地区体動祭	10/13	高根台第三小学校 (校庭)	7				
主	8	グラウンドゴルフ大会	12/7	高根木戸3号公園 (怪獣公園)	7	40	0	5	35
主	9	ポッチャ大会	1/25	高根台公民館 (4階講堂)	7	42	8	10	24
主	10	モルック大会	2/15	高根台公民館 (4階講堂)	7	48	12	12	24
協	11	高根台地区子供まつり	2/28	高根台児童ホーム	7				
		合 計			77	298	40	57	201

令和7年度地区スポーツ振興事業計画書

高根・芝山地区

区分	No.	行 事 名	期 日	会 場	ス ポ 推 数	参 加 人 数	少 年	一 般	高 齢 者
共	1	春うららち近所散歩	4/6	未定	7	30	0	10	20
主	2	グラウンドゴルフ大会	5/11	高根東小学校	7	80	0	10	70
主	3	高芝地区バレーボール大会	6/8	芝山中学校	7	100	0	100	0
主	4	高芝地区モルック大会	8/24	新高根公民館	7	30	0	10	20
協	5	高芝地区協福社祭り	10/5	新高根公民館	7				
協	6	高芝地区自連スボーツ大会	10/12	高根東小学校・高根中学校	7				
主	7	高芝地区バレーボール大会	11/9	芝山中学校	7	100	0	100	0
共	8	新春さわやか散歩	1/25	未定	7	30	0	10	20
主	9	グラウンドゴルフ大会	2/15	高根東小学校	7	80	0	10	70
主	10	高芝地区バスハイク	2/22	未定	7	40	5	10	25
協	11	新高根こどもまつり	3/1	新高根公民館	7				
協	12	身近な公園で健康づくり	毎月土曜日	西高根公園・新高根5丁目公園	120				
		合 計			197	490	5	260	225

東部ブロック

区分	No.	行 事 名	期 日	会 場	ス ポ 推 数	参 加 人 数	少 年	一 般	高 齢 者
主	1	ダレツチボール研修	5. 9. 11. 1. 3	ブロック内公民館	100	0	0	0	0
主	2	東部ブロックウォーキング	6/1	未定	15	20	0	0	20
主	3	ボッチャ審判講習会	未定	飯山満公民館	20	0	0	0	0
主	4	東部ブロックボッチャ大会	7/27	東部公民館	20	38	0	7	31
主	5	東部ブロックソフトボール大会	8/31	飯山満中学校	15	50	0	50	0
主	6	東部ブロックグラウンドゴルフ大会	9/7	前原中学校	20	90	0	0	90
主	7	東部ブロック女子バレーボール大会	11/1	船橋アリーナ	15	166	0	150	16
主	8	東部ブロックスボ推研修	12/6	未定	25	0	0	0	0
主	9	ダレツチボールやってみよう	2/8	薬田台公民館	20	20	20	0	0
		合 計			250	384	20	207	157

令和7年度地区スポーツ振興事業計画書

前原地区

区分	No.	行 事 名	期 日	会 場	スポ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
共	1	健康体操	月2回	東部公民館	100	600	0	0	600
主	2	さくらウォーク	4/6	真間川	11	40	0	5	35
共	3	第19回前原自治連協GG大会	4/20	中野木小学校	11	65	0	0	65
主	4	前原ボッチャ大会	5/18	東部公民館	11	60	10	0	50
主	5	婦人バレーボール大会	6/15	前原中学校	11	85	0	75	10
共	6	軽スポーツ (ハッピーサタデー)	6/29	東部公民館	11	120	120	0	0
主	7	軽スポーツ	8/24	前原小学校	11	40	30	10	0
協	8	中野木小学校バザー	10月	中野木小学校	11				
協	9	福祉祭り	10/26	東部公民館	11				
協	10	文化祭	11/9	東部公民館	11				
主	11	秋季グラウンドゴルフ大会	11/16	中野木小学校	11	70	0	0	70
主	12	七福神巡り	1/4	未定	11	40	0	5	35
主	13	新春グラウンドゴルフ大会	1/25	中野木小学校	11	70	0	0	70
協	14	子供まつり	2/28	前原児童ホーム	11				
		合 計			243	1190	160	95	935

二宮・飯山満地区

区分	No.	行 事 名	期 日	会 場	スポ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主	1	春季グラウンドゴルフ大会	5/3	飯山満小学校	8	95	0	35	60
主	2	春季ソフトボール大会	5/18	飯山満中学校	8	220	0	100	25
主	3	春季バレーボール大会	6/8	飯山満小学校	8	195	0	65	5
協	4	二宮・飯山満地区 2025スポーツ地域祭	10/19	飯山満中学校	8				
協	5	飯山満PTAバザー	10/予定	飯山満小学校	8				
共	6	秋季親睦ソフトボール大会	11/9	飯山満中学校	8	125	0	100	25
共	7	秋季グラウンドゴルフ大会	11/7	飯山満小学校	8	220	0	35	60
主	8	秋季バレーボール大会	11/16	飯山満中学校	8	165	0	65	5
		合 計			64	1020	0	400	180

令和7年度地区スポーツ振興事業計画書

栗田台地区

区分	No.	行 事 名	期 日	会 場	ス ポ 推 数	参 加 人 数	少 年	一 般	高 齢 者
主	1	初夏ウォーク	4/27	津田沼→大神宮	6	30	0	10	20
共	2	軽スポートフェア	6/8	栗田台小学校	7	250	140	70	40
共	3	軽スポート大会	7/26	栗田台児童ホーム	5	70	50	20	0
主	4	グラウンドゴルフ大会	9/28	栗田台小学校	7	40	0	0	40
協	5	郵便局長杯グラウンドゴルフ大会	10/19	栗田台小学校	7				
主	6	バレーボール大会	10月	栗田台小学校	5	60	0	60	0
共	7	栗田台連合町会レク	11/3	栗田台小学校	2	0	0	0	0
共	8	軽スポート大会	11/15	栗田台児童ホーム	5	70	50	20	0
協	9	栗田台地区福祉祭	11月	栗田台公民館	6				
協	10	七小ななフェス	11月	七林小学校	5				
主	11	グラウンドゴルフ大会	12/7	栗田台小学校	7	40	0	0	40
主	12	新春ウォーク	1/25	三咲→西白井	6	30	0	10	20
主	13	グラウンドゴルフ大会	2/1	栗田台小学校	7	40	0	0	40
共	14	軽スポート祭	2/8	栗田台児童ホーム	5	70	50	20	0
協	15	子供まつり	3/2	栗田台公民館	5				
		合 計			85	700	290	210	200

三田習地区

区分	No.	行 事 名	期 日	会 場	ス ポ 推 数	参 加 人 数	少 年	一 般	高 齢 者
主	1	バスウォーク	未定	未定	10	35	0	15	20
主	2	グラウンドゴルフ大会(個人戦)	5/11	三田中学校	10	120	0	40	80
協	3	三田ハッピーサタデー	6/21	三田公民館	10				
主	4	バレーボール大会	7/5	運動公園体育館	10	190	0	170	20
主	5	第51回三田習地区ソフトボール大会	7/20	三田中学校	10	100	0	80	20
主	6	グラウンドゴルフ東部ブロック予選会(団体戦)	8/17	三田中学校	10	120	0	40	80
協	7	三田ハッピーサタデー	9/27	三田公民館	10				
主	8	バスウォーク	未定	未定	10	35	0	15	20
協	9	みたなら健康・福祉フェア2025	10/19	三山市民センター	10				
協	10	第24回三田習地区ソフトボール大会	11/9	三田中学校	10				
主	11	近隣9人制バレーボール大会	12/7	三田中学校	10	110	10	80	20
主	12	新春グラウンドゴルフお楽しみ会(個人戦)	2/8	三田中学校	10	110	0	10	100
		合 計			120	820	10	450	360

令和7年度地区スポーツ振興事業計画書

習志野台地区

区分	No.	行 事 名	期 日	会 場	スポンサ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主	1	習志野台地区ソフトボール大会	5/18	習志野台中学校	11	40	0	40	0
主	2	お楽しみバレーボール大会①	6/14	船橋アリーナ	11	150	0	130	20
主	3	春のグラウンドゴルフ大会	6/14	習志野台第一小学校	11	80	0	10	70
主	4	春のふれあいウォーク大会	6/30	八千代市方面	11	30	0	10	20
主	5	お楽しみバレーボール大会②	10/15	船橋アリーナ	11	150	0	130	20
主	6	秋のふれあいウォーク大会	11/23	未定	11	30	0	10	20
主	7	秋のグラウンドゴルフ大会	11/24	習志野台第二小学校	11	80	0	10	70
主	8	早春ふれあいウォーク大会	1/11	未定	11	30	0	10	20
主	9	お楽しみバレーボール大会③	2/17	船橋アリーナ	11	150	0	130	20
		合 計			99	740	0	480	260

北部ブロック

区分	No.	行 事 名	期 日	会 場	スポンサ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主	1	北部ブロック誰でもスポーツ	4月～12月	各地区会場	70	850	200	50	600
主	2	北部ブロック総会・親睦会	4/19	三咲公民館	45	0	0	0	0
主	3	北部ブロック健康ウォーキング	6/8	北部地区エリア	45	100	50	50	0
主	4	北部ブロックボッチャ大会	7/27	船橋アリーナ (多目的室)	45	60	0	30	30
主	5	北部ブロック研修会 (グラウンドゴルフ大会)	4月～12月	各地区会場	70	520	0	50	470
主	6	北部ブロック研修会 (紙やち・卓球バレー)	10/4	坪井小学校体育館	45	0	0	0	0
主	7	北部ブロックバレーボール大会	1/25	船橋アリーナ (メインアリーナ)	45	300	0	250	50
主	8	北部ブロック研修・新年会	2/7	二和公民館	45	0	0	0	0
		合 計			410	1830	250	430	1150

二和地区

区分	No.	行 事 名	期 日	会 場	スポンサ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主	1	健康スポーツ吹矢	年間18回開催	二和公民館	72	270	0	0	270
主	2	誰でも軽スポーツ (ポッチャ大会)	5月	二和公民館	5	20	5	5	10
主	3	グラウンドゴルフ大会	5月	三咲小学校	6	40	0	0	40
主	4	パークゴルフ大会	6月	オスカーク公園	5	30	0	0	30
主	5	誰でも軽スポーツ (ポッチャ大会)	7月	二和公民館	5	20	5	5	10
主	6	誰でも軽スポーツ (吹き矢ビンゴ大会)	7月	二和公民館	5	20	0	0	20
主	7	ウォーキングand野球観戦	9月	鎌ヶ谷球場	5	20	5	5	10
主	8	誰でも軽スポーツ	10月	二和公民館	5	20	5	5	10
主	9	誰でも軽スポーツ グラウンドゴルフ大会	10月	三咲小学校	6	40	0	0	40
主	10	パークゴルフ大会	11月	オスカーク公園	5	30	0	0	30
主	11	誰でも軽スポーツ (吹き矢ビンゴ大会)	12月	二和公民館	5	20	0	0	20
主	12	誰でも軽スポーツ	12月	二和公民館	5	20	5	5	10
協	13	二和地区軽スポーツ大会	8月	三咲小学校	5				
協	14	ハッピーサタデー	4月	二和公民館	5				
		合 計			139	550	25	25	500

令和7年度地区スポーツ振興事業計画書

三咲地区

区分	No.	行 事 名	期 日	会 場	スポ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主	1	ボッチャ交流会	4/23他11回予定	北部福祉会館	5	120	0	0	120
主	2	春季グラウンドゴルフ大会	5/18	二和小学校グラウンド	5	30	0	2	28
主	3	春季みんなで歩こう会	6/15	都内喜補園	5	40	0	0	40
主	4	ファミリースポーツ	6/29	二和小学校体育館	5	20	15	5	0
主	5	ボッチャ交流会	7/6	三咲公民館	5	20	13	7	0
主	6	秋季グラウンドゴルフ大会	10/19	二和小学校体育館	5	30	0	0	30
主	7	ふくし祭り・ボッチャ	11/9	三咲公民館	5	100	80	20	0
主	8	ピンポンを楽しむ集い	11/15	三咲公民館	5	20	0	0	20
主	9	秋季みんなで歩こう会	11/23	未定	5	20	0	0	20
主	10	みんなdeスポーツ	12/21	三咲公民館	4	20	15	5	0
主	11	軽スポーツ大会	2/15	二和小学校体育館	5	36	0	0	36
		合 計			54	456	123	39	294

八木が谷地区

区分	No.	行 事 名	期 日	会 場	スポ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主	1	春季パークゴルフ大会	5/6	オスカーク船橋コース	7	120	0	0	120
主	2	春季ベタソックス大会	5/11	八木が谷小学校 校庭	7	70	0	0	70
協	3	ハッピーサタデー	6/13	八木が谷公民館 講堂	7				
主	4	春季グラウンドゴルフ大会	6/8	八木が谷小学校 校庭	7	200	0	0	200
主	5	誰でもスポーツ	6/30	八木が谷小学校 体育館	7	50	30	0	20
主	6	春季ダーツ大会	7/6	八木が谷公民館 講堂	7	210	0	0	210
協	7	夏祭り	8/23	八木が谷公民館	7				
主	8	高齢者グラウンドゴルフ大会	10/13	八木が谷小学校 校庭	7	50	50	0	0
主	9	秋季パークゴルフ大会	11/4	オスカーク船橋コース	7	120	0	0	120
協	10	福祉まつり	11/9	八木が谷公民館	7				
主	11	秋季ベタソックス大会	11/10	八木が谷小学校 校庭	7	70	0	0	70
主	12	秋季グラウンドゴルフ大会	11/23	八木が谷中学校 校庭	7	210	0	0	210
主	13	秋季ダーツ大会	12/7	八木が谷公民館 講堂	7	70	0	0	70
		合 計			91	1170	80	0	1090

令和7年度地区スポーツ振興事業計画書

松が丘地区

区分	No.	行 事 名	期 日	会 場	ス ポ 推 数	参 加 人 数	少 年	一 般	高 齢 者
共	1	誰でもスポーツ 若さを保つ体操 12回	4月～3月	松が丘公民館	84	240	0	0	240
主	2	第1回地区研修会 (スポンサー推のみ)	4/26	松が丘公民館	7	0	0	0	0
主	3	第6回松が丘地区ボクシング大会	5/17	松が丘公民館	7	40	0	5	35
共	4	クラブ活動支援 (ニューズスポーツ) 6回	5月～1月	古和釜小学校	18	96	90	6	0
主	5	第2回地区研修会 (スポンサー推のみ)	5/30	松が丘公民館	7	0	0	0	0
主	6	第73回グラウンドゴルフ大会	6/14	古和釜小学校	7	150	0	0	150
主	7	古和釜町みんなのSP広場整備・利用者調整会議	7/20	古和釜運動広場	7	90	0	40	50
協	8	連合町会 夏祭り	8/23～24	古和釜小学校	7				
主	9	第3回地区研修会 (スポンサー推のみ)	9/20	松が丘公民館	7	0	0	0	0
主	10	第74回グラウンドゴルフ大会	10/4	古和釜小学校	7	150	0	0	150
共	11	ハッピーサタデー	10/18	松が丘公民館	7	590	220	180	190
協	12	連合町会 運動会	11/2～3	古和釜小学校	7				
共	13	社会福祉協議会 福祉祭り	11/23	松が丘公民館	7	610	220	200	190
主	14	第4回地区研修会 (スポンサー推のみ)	12/20	松が丘公民館	7	0	0	0	0
協	15	連合会 賀詞交歓会	1/10	松が丘公民館	7				
主	16	第7回松が丘地区ボクシング大会	1/17	松が丘公民館	7	40	0	5	35
主	17	古和釜町みんなのスポーツ広場利用者調整会議	2/7	松が丘公民館	7	18	0	8	10
共	18	フェスタ in 松が丘 子供祭り	2/14	松が丘公民館	7	220	120	100	0
共	19	桜見学健康ウォーク	3/29	木戸川さくら公園	7	45	0	5	40
		合 計			221	2289	650	549	1090

大穴地区

区分	No.	行 事 名	期 日	会 場	ス ポ 推 数	参 加 人 数	少 年	一 般	高 齢 者
主	1	パークゴルフ大会	4/19	オスカー 船橋	7	70	0	10	60
主	2	親子スポーツ軽スポーツ体験	5/24	海老が作公民館	7	36	0	6	30
主	3	ミニハイク	6/1	千葉近郊	7	40	0	10	30
主	4	軽スポーツ大会	6/21	海老が作公民館	7	35	10	10	15
協	5	ハッピーサタデー	7/19	海老が作公民館	7				
協	6	大穴ふるさと祭り	8/10	大穴中学校 校庭	7				
主	7	軽スポーツ体験	8/24	海老が作公民館	7	45	15	10	20
主	8	誰でもスポーツグラウンドゴルフ大会	9/27	大穴近隣公園	7	120	0	30	90
共	9	大運動会	10/25	大穴小学校 校庭	7	1100	200	300	600
主	10	バレーボール大会	11/23	大穴中学校 体育館	7	70	0	70	0
主	11	スポーツ講習会	12/14	海老が作公民館	7	60	0	10	50
主	12	誰でもスポーツ卓球・ピンポン大会	2/8	海老が作公民館	7	64	0	4	60
協	13	子どもまつり	2/22	海老が作公民館	7				
主	14	グラウンドゴルフ大会	3/14	大穴近隣公園	7	120	0	30	90
主	15	軽スポーツ・モルック体験	5～6月 10回	大穴近隣公園	45	120	0	20	100
		合 計			143	1880	225	510	1145

令和7年度地区スポーツ振興事業計画書

豊富地区

区分	No.	行 事 名	期 日	会 場	スポ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
共	1	親子ハッピーウォーキング	5/10 (土)	小室〜メダスバ〜アデルセン	6	30	24	6	0
協	2	豊富連合グラウンドゴルフ大会	6/1(日)	豊富小学校	5				
共	3	ぽっちや体験一般	6/28 (土)	北部公民館	5	30	10	4	16
主	4	モルック体験	7/26 (土)	北部公民館	5	22	8	11	3
主	5	ぽっちや大会	6/14 (土) PM	福寿荘	6	24	0	0	24
共	6	夏休みみんなのラジオ体操	7/21〜8/31	小室公園	2	1260	430	550	280
主	7	ぽっちや予選会	7/13 (土)	北部公民館	5	36	0	25	11
主	8	ぽっちや予選会	7/5 (土) PM	小室公民館	5	20	0	10	10
共	9	スポーツでゲーム	9/20(土) PM	小室公民館	6	15	15	0	0
主	10	小室町グラウンドゴルフ大会	9/27 (土)	小室小学校	6	50	0	0	50
共	11	小室こども祭り	2/14(土)	小室公民館	4	195	120	50	25
主	12	ぽっちや体験一般	9/6 (土)	北部公民館	5	30	10	5	15
主	12	豊富地区パークゴルフ大会	6/21 (土)	オスカー八千代	4	25	0	0	25
主	13	ぽっちや体験一般	10/18 (土)	北部公民館	5	30	5	5	20
主	14	ぽっちや体験一般	10/4(土) PM	小室公民館	4	17	3	10	4
協	15	ウォークラリー(豊富連合)	10/5 (日)	アデルセン公園	3				
共	16	スポーツ雪合戦	12/6 (土)	北部公民館	6	20	20	0	0
主	17	小室町グラウンドゴルフ大会	1/31 (土)	小室小学校	6	60	0	0	60
主	18	ぽっちや体験一般	1/24 (土)	北部公民館	6	35	4	6	25
共	19	北部こども祭り	2/21 (土)	北部公民館	5	80	60	10	10
		合 計			99	1979	709	692	578

令和7年度地区スポーツ振興事業計画書

坪井地区

区分	No.	行 事 名	期 日	会 場	スポンサ推数	参加人数	少年	一般	高齢者
主	1	春の誰でもスポーツ	4/27	坪井近隣公園	6	150	100	25	25
主	2	春のウォーキング	5/11	鎌倉方面	6	30		20	10
協	3	坪井公民館ハッピーサタデー	5/17	坪井公民館	6				
協	4	東松ヶ丘町会、誰でもスポーツ大会	6/22	坪井小学校	6				
協	5	坪井児童ホーム (ボッチャー)	6/28	坪井児童ホーム	6				
主	6	坪井地区グラウンドゴルフ大会	7/6	坪井小学校	6	60	10	30	20
主	7	秋の誰でもスポーツ大会	9/14	坪井近隣公園	6	150	100	25	25
共	8	北部研修会 (東部合同)	10/4	坪井小学校 (体育館)	6	0	0	0	0
協	9	坪井自治連合グラウンドゴルフ大会	10/26	坪井小学校	6				
主	10	秋のウォーキング	11/23	高崎方面	6	30		15	15
協	11	坪井児童ホーム (雪合戦)	12/4	坪井児童ホーム	6				
主	12	新春ウォーキング	1/12	都内 (豊洲方面)	6	25		25	
主	13	早春グラウンドゴルフ大会	2/22	坪井小学校	6	50		25	25
協	14	坪井公民館子供まつり	3/7	坪井公民館	6				
		合 計			84	495	210	165	120
総合計			324		3,789	32,569	10,381	9,119	13,069

令和7年度船橋市スポーツ推進委員協議会収支予算書

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金（補助対象経費）

収入の部				単位：円
科目	R7年度予算額	R6年度予算額	比較	説明
会費	300,000	300,000	0	会費（年額1,500円）×200名
市補助金	1,418,000	1,118,000	300,000	船橋市からの協議会補助金、令和7年度より健康ウォーキング分30万円を協議会補助金へ計上
行事参加料	75,000	0	75,000	健康ウォーキング参加費、ダレッジボール研修交流会参加費
雑収入	10	10	0	銀行利息 等
前年度繰越金	253,175	308,767	▲ 55,592	
合計	2,046,185	1,726,777	319,408	

支出の部				単位：円
科目	R7年度予算額	R6年度予算額	比較	説明
旅費	10,000	0	10,000	各種事業における備品等の運搬費用
印刷製本費	720,000	550,000	170,000	総会資料1回分・黄封筒・チラシ代・感謝状・賞状 他
通信運搬費	250,000	250,000	0	郵送物送料
備品購入費	35,000	30,000	5,000	研修会・講演会用具等（価格が30,000円以上の物）
消耗品費	200,000	189,777	10,223	文具・スポーツ用品・みんなのスポーツ 他
報償費	230,000	100,000	130,000	講師謝金、イベント参加賞等
使用料及び賃借料	80,000	40,000	40,000	講演会、イベント等会場使用料
負担金	350,000	535,000	▲ 185,000	全国スポーツ推進委員連合・千葉県スポーツ推進委員連合会負担金
手数料	15,000	20,000	▲ 5,000	振込手数料
保険料	25,000	12,000	13,000	イベント保険（一般市民参加の行事を開催する場合など）
予備費	131,185	0	131,185	当初予算が不足した場合に使用（補助対象経費外）
合計	2,046,185	1,726,777	319,408	補助対象経費外（予備費）含む合計

※補助対象経費合計 1,915,000

船橋市地区スポーツ振興補助金（補助対象経費）

収入の部				単位：円
科目	R7年度予算額	R6年度予算額	比較	説明
市補助金	5,353,000	5,653,000	▲ 300,000	船橋市からブロック・地区への補助金、令和7年度より健康ウォーキング分の30万円を協議会補助金へ計上 詳細は別紙を参照
行事参加費等	1,338,263	1,413,263	▲ 75,000	各ブロック・地区の行事参加料等、令和7年度より健康ウォーキング分の収入を除く
合計	6,691,263	7,066,263	▲ 375,000	

支出の部				単位：円
科目	R7年度予算額	R6年度予算額	比較	説明
行事開催費	6,691,263	7,066,263	▲ 375,000	行事開催費及び活動費、令和7年度より健康ウォーキング分を除く 詳細は別紙を参照
合計	6,691,263	7,066,263	▲ 375,000	

船橋市スポーツ推進委員協議会会費（補助対象経費外）

収入の部				単位：円
科目	R7年度予算額	R6年度予算額	比較	説明
会費	100,000	100,000	0	年額500円×会員200名
雑収入	10	2	8	銀行利息
前年度繰越金	498,752	444,050	54,702	
合計	598,762	544,052	54,710	

支出の部				単位：円
科目	R7年度予算額	R6年度予算額	比較	説明
渉外費	586,762	532,052	54,710	慶弔金・弔電・生花・自連協新年会会費（補助対象経費 外）
負担金	10,000	10,000	0	市民の会会費・健やかプラン21会費（補助対象経費 外）
手数料	2,000	2,000	0	生花代等振込手数料（補助対象経費 外）
合計	598,762	544,052	54,710	

令和7年度船橋市スポーツ推進委員協議会
船橋市地区スポーツ振興補助金 詳細内訳

5ブロック

番号	ブロック名	定数	◆報償費	◆旅費	◆消耗品	◆備品購入費	◆印刷製本費	◆手数料	◆通信運搬費	◆保険料	◆使用料及び賃借料	行事開催費 (補助対象経費所要総額)	ブロック・地区補助金収入
1	南部ブロック		85,000	30,125	50,000	31,200	31,200	31,200	31,200	31,200	31,000	352,125	281,700
2	西部ブロック		85,000	30,125	50,000	31,200	31,200	31,200	31,200	31,200	31,000	352,125	281,700
3	中部ブロック		85,000	30,125	50,000	31,200	31,200	31,200	31,200	31,200	31,000	352,125	281,700
4	東部ブロック		140,000	30,907	60,000	31,200	36,200	31,200	31,200	31,200	40,000	431,907	345,525
5	北部ブロック		200,000	32,469	80,000	32,000	37,000	40,000	40,000	50,000	80,000	591,469	473,175
	小計		595,000	153,751	290,000	156,800	166,800	164,800	164,800	174,800	213,000	2,079,751	1,663,800
24地区													
番号	地 区 名	定数	◆報償費	◆旅費	◆消耗品	◆備品購入費	◆印刷製本費	◆手数料	◆通信運搬費	◆保険料	◆使用料及び賃借料	行事開催費 (補助対象経費所要総額)	ブロック・地区補助金収入
1	宮本地区	10	80,000	20,000	10,000	30,000	20,000	10,000	10,000	8,000	10,663	198,663	158,930
2	湊町地区	8	80,000	20,000	10,000	30,000	20,000	3,000	10,000	6,000	11,843	190,843	152,674
3	本町地区	7	80,000	20,000	6,933	30,000	20,000	3,000	10,000	5,000	12,000	186,933	149,546
4	海神地区	10	80,000	20,000	10,000	30,000	20,000	10,000	10,000	8,000	10,663	198,663	158,930
5	西船地区	10	80,000	20,000	10,000	30,000	20,000	10,000	10,000	8,000	10,663	198,663	158,930
6	本中山地区	7	80,000	20,000	6,933	30,000	20,000	3,000	10,000	5,000	12,000	186,933	149,546
7	塚田地区	9	80,000	20,000	10,000	30,000	20,000	6,000	10,000	6,000	12,753	194,753	155,802
8	法典地区	10	80,000	20,000	10,000	30,000	20,000	10,000	10,000	8,000	10,663	198,663	158,930
9	夏見地区	8	80,000	20,000	10,000	30,000	20,000	3,000	10,000	6,000	11,843	190,843	152,674
10	高根・金杉地区	8	80,000	20,000	10,000	30,000	20,000	3,000	10,000	6,000	11,843	190,843	152,674
11	高根台地区	7	80,000	20,000	6,933	30,000	20,000	3,000	10,000	5,000	12,000	186,933	149,546
12	高根・芝山地区	9	80,000	20,000	10,000	30,000	20,000	6,000	10,000	6,000	12,753	194,753	155,802
13	前原地区	11	80,000	20,000	10,000	30,000	20,000	6,000	8,000	8,573	20,000	202,573	162,058
14	二宮・飯山満地区	8	80,000	20,000	10,000	30,000	20,000	3,000	10,000	6,000	11,843	190,843	152,674
15	薬円台地区	7	80,000	20,000	6,933	30,000	20,000	3,000	10,000	5,000	12,000	186,933	149,546
16	三田習地区	10	80,000	20,000	10,000	30,000	20,000	10,000	10,000	8,000	10,663	198,663	158,930
17	習志野台地区	12	80,000	20,000	10,000	30,000	20,000	7,000	10,000	9,483	20,000	206,483	165,186
18	二和地区	7	80,000	20,000	6,933	30,000	20,000	3,000	10,000	5,000	12,000	186,933	149,546
19	三咲地区	7	80,000	20,000	6,933	30,000	20,000	3,000	10,000	5,000	12,000	186,933	149,546
20	八木が谷地区	8	80,000	20,000	10,000	30,000	20,000	3,000	10,000	6,000	11,843	190,843	152,674
21	松が丘地区	7	80,000	20,000	6,933	30,000	20,000	3,000	10,000	5,000	12,000	186,933	149,546
22	大穴地区	7	80,000	20,000	6,933	30,000	20,000	3,000	10,000	5,000	12,000	186,933	149,546
23	豊富地区	7	80,000	20,000	6,933	30,000	20,000	3,000	10,000	5,000	12,000	186,933	149,546
24	坪井地区	6	80,000	20,000	6,000	30,000	17,000	3,000	10,000	6,000	11,023	183,023	146,418
	小計	200	1,920,000	480,000	208,397	720,000	477,000	120,000	238,000	151,056	297,059	4,611,512	3,689,200
5ブロック・24地区の合計													
番号			◆報償費	◆旅費	◆消耗品	◆備品購入費	◆印刷製本費	◆手数料	◆通信運搬費	◆保険料	◆使用料及び賃借料	行事開催費 (補助対象経費所要総額)	ブロック・地区の補助金収入
	協議会全体		2,515,000	633,751	498,397	876,800	643,800	284,800	402,800	325,856	510,059	6,691,263	5,353,000

※令和7年度から元氣ふなばし健康ウォーキングは協議会会計へ計上
※本内訳書において、雑収入、雑費等の補助対象外の科目は除く
※行事開催費の80%以内
100円未満切捨

令和6年度船橋市スポーツ推進委員協議会収支決算書

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金（補助対象経費）

収入の部

単位：円

科目	予算額	収入済額	比較	説明
会費	300,000	277,500	▲ 22,500	会費（年額1,500円）×会員185名
市補助金	1,118,000	1,118,000	0	船橋市からの補助金
雑収入	10	1,902	1,892	銀行利息等
前年度繰越金	308,767	308,767	0	
合計	1,726,777	1,706,169	▲ 20,608	

支出の部

単位：円

科目	予算額	流用及び補正	予算現額	支出済額	比較増減額	説明
印刷製本費	550,000	25,654	575,654	575,654	0	スポ推だより・総会資料・黄封筒・NETWORK 他
通信運搬費	250,000		250,000	200,656	49,344	各種発送料
備品購入費	30,000	45,900	75,900	75,900	0	総会等横看板 更新
消耗品費	189,777		189,777	182,901	6,876	文具・みんなのスポーツ 他
報償費	100,000	▲ 45,900	54,100	53,673	427	講師料、イベント参加賞等
使用料及び賃借料	40,000		40,000	32,100	7,900	講演会、イベント等会場使用料
負担金	535,000	▲ 25,654	509,346	295,950	213,396	全国スポーツ推進委員連合・千葉県スポーツ推進委員連合会
手数料	20,000		20,000	9,796	10,204	振込手数料
保険料	12,000		12,000	4,802	7,198	イベント保険
合計	1,726,777	0	1,726,777	1,431,432	295,345	

差引残高	1,706,169	-	1,431,432	=	274,737	
	(収入済額)		(支出済額)		(残高)	
◇次年度繰越金	274,737	-	0	-	21,562	= 253,175
	(残高)					(次年度繰越金)

※1 支出済額の80%（100円未満切捨）が市の補助金額を上回るため
 ※2 協議会補助金市県入額 ※1 (地区スポーツ振興補助金協議会収入金の不足分繰越金)

船橋市地区スポーツ振興補助金（補助対象経費）

収入の部

単位：円

科目	予算額	収入済額	比較	説明
市補助金	5,653,000	5,653,000	0	船橋市から補助金
行事参加料等	1,413,263	4,738,428	3,325,165	各ブロック・地区の行事参加料等（5ブロック・24地区・健康ウォーキングの補助金を除いた合計収入額）
合計	7,066,263	10,391,428	3,325,165	

支出の部

単位：円

科目	予算額	流用及び補正	予算現額	支出済額	比較	説明
行事開催費	7,066,263	1,081,194	8,147,457	8,147,457	0	・支出済額は補助対象経費外の3科目を含めた総合計 ・市へ申請する補助対象経費等は別紙「支出内訳報告」を参照 ・当初予算額を上回った行事参加料等より支出不足分を補正
合計	7,066,263	1,081,194	8,147,457	8,147,457	0	

差引残高	10,391,428	-	8,147,457	=	2,243,971	
	(収入済額)		(支出済額)		(残高)※2	
◇次年度繰越金	2,243,971	-	1,080,700	+	21,562	= 1,184,833
	(残高)※2		(地区スポーツ補助金市県入額)		(協議会補填金)	(次年度繰越金)※2

※2 5ブロック・24地区の合計額

船橋市スポーツ推進委員協議会会費（補助対象経費外）

収入の部

単位：円

科目	予算額	収入済額	比較	説明
会費	100,000	94,000	▲ 6,000	500円×188名分
雑収入	2	238	236	銀行利息
前年度繰越金	444,050	444,050	0	
合計	544,052	538,288	▲ 5,764	

支出の部

単位：円

科目	予算額	流用及び補正	予算現額	支出済額	比較増減額	説明
渉外費	532,052		532,052	29,096	502,956	香典代等（補助対象経費外）
負担金	10,000		10,000	10,000	0	市民の会費、すこやかプラン21会費等 補助対象経費外
手数料	2,000		2,000	440	1,560	各種手数料（補助対象経費外）
合計	544,052	0	544,052	39,536	504,516	

差引残高	538,288	-	39,536	=	498,752	
	(収入済額)		(支出済額)		(残高) ⇒ (次年度繰越金)	

令和6年度船橋市スポーツ推進委員協議会
船橋市地区スポーツ振興補助金 内訳報告

1 5ブロック(健康ウォーキング会)

番号	ブロック名	◆報償費	◆旅費	◆消耗品	◆備品購入費	◆印刷製本費	◆手数料	◆通信運搬費	◆保険料	◆印刷料及び複製料	◆補助金振込額	行事参加料	市へ申請する補助対象経費
1	南部ブロック	247,378	0	73,428	0	620	152	1,688	13,867	16,770	281,700	82,800	352,125
2	西部ブロック	200,702	3,000	50,597	0	480	495	0	4,624	36,580	281,700	100,600	296,478
3	中部ブロック	47,204	6,320	22,790	43,900	4,362	1,320	1,100	4,968	0	281,700	5,600	131,964
4	東部ブロック	83,306	29,752	72,737	0	3,295	220	0	6,000	33,050	345,525	70,400	228,360
5	北部ブロック	253,621	4,945	109,889	53,350	4,550	18,200	0	21,040	86,297	473,175	48,000	551,892
6	健康ウォーキング	109,340	1,318	3,056	0	110,665	1,210	11,180	10,850	1,000	300,000	28,200	248,619
	小 計	941,551	45,335	332,497	97,250	123,972	21,597	13,968	61,349	173,697	1,963,800	335,600	1,809,438

2 24地区

番号	地 区 名	◆報償費	◆旅費	◆消耗品	◆備品購入費	◆印刷製本費	◆手数料	◆通信運搬費	◆保険料	◆印刷料及び複製料	◆補助金振込額	行事参加料	市へ申請する補助対象経費
1	宮本地区	146,589	0	52,955	0	0	0	0	5,544	2,600	158,930	34,000	198,663
2	湊町地区	70,156	1,200	7,486	0	40	1,430	0	3,000	0	152,674	35,100	83,312
3	本町地区	143,671	15,848	24,521	0	3,780	0	0	0	1,300	149,546	41,400	186,933
4	海神地区	80,713	0	15,521	0	0	550	0	5,570	0	158,930	32,000	102,354
5	西船地区	77,157	14,460	20,391	42,740	1,500	660	5,896	10,652	2,300	158,930	72,000	175,756
6	本中山地区	79,164	11,400	29,965	0	0	1,100	0	7,500	0	149,546	15,000	129,129
7	塚田地区	123,928	11,140	27,311	0	4,845	0	1,008	19,411	11,300	155,802	40,100	194,753
8	法典地区	130,505	3,000	9,184	0	2,040	0	3,900	10,864	2,500	158,930	0	161,993
9	夏見地区	36,610	6,390	27,786	0	200	0	0	0	0	152,674	11,700	70,986
10	高根・金杉地区	23,593	70,400	110	0	2,250	495	0	3,000	3,500	152,674	38,100	103,348
11	高根台地区	147,158	0	40,254	0	3,000	2,090	0	5,000	0	149,546	45,900	186,933
12	高根・芝山地区	80,891	27,804	20,876	46,160	1,495	1,540	2,200	5,782	1,550	155,802	41,000	188,298
13	前原地区	177,016	16,155	8,784	0	34,554	0	330	5,000	0	162,058	97,100	202,573
14	二宮・飯山満地区	128,548	0	13,778	0	0	110	3,362	10,800	11,000	152,674	68,200	167,598
15	葉田台地区	86,597	0	25,131	0	4,450	880	0	7,000	300	149,546	33,300	124,358
16	三田習地区	166,550	0	11,899	0	310	0	14,640	11,934	17,840	158,930	128,400	198,663
17	習志野台地区	31,032	32,220	19,533	0	420	220	200	3,000	97,140	165,186	51,000	183,765
18	二和地区	190,320	40,500	68,766	0	6,710	0	0	18,141	600	149,546	85,000	186,933
19	三咲地区	59,716	9,960	37,650	0	2,080	220	6,714	19,800	3,200	149,546	17,500	139,340
20	八木が谷地区	256,373	0	40,779	0	950	0	0	5,000	12,510	152,674	140,700	190,843
21	松が丘地区	165,304	4,012	76,368	70,320	870	1,254	0	30,365	9,200	149,546	147,200	186,933
22	大穴地区	281,726	9,484	57,290	0	6,580	0	430	18,200	51,945	149,546	194,300	186,933
23	豊富地区	99,476	24,207	25,461	0	400	550	0	18,274	4,210	149,546	56,000	172,578
24	坪井地区	110,740	121,342	6,165	0	9,960	2,640	3,960	6,821	0	148,418	39,000	183,023
	小 計	2,893,533	419,522	667,954	159,220	86,434	13,739	42,640	230,658	232,995	3,689,200	1,464,000	3,905,998

3 5ブロック・24地区+健康ウォーキングの合計

番号	◆報償費	◆旅費	◆消耗品	◆備品購入費	◆印刷製本費	◆手数料	◆通信運搬費	◆保険料	◆印刷料及び複製料	◆補助金振込額	行事参加料	市へ申請する補助対象経費
	3,835,084	464,857	1,000,451	256,470	210,406	35,336	56,608	292,007	406,692	5,653,000	1,799,600	5,715,436
	協議会全体											

第1号様式

補助金交付申請書

令和7年4月17日

船橋市長 様

申請者 所在地 船橋市湊町2-10-25

団体名 船橋市スポーツ協会

代表者氏名 会長 山崎 幸男

補助金の交付を受けたいので、船橋市スポーツ協会事業費等補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	令和7年度	補助金の名称	1. スポーツ協会事業費補助金
補助事業	名称	1-ア) スポーツ協会事業	
	目的・内容	市民競技の普及、スポーツの振興を図る	
	効果	市民への競技普及、競技者や指導者の育成	
経費所要総額		31,917,650 円	
交付申請額		10,000,000 円	
着手及び完了予定年月日		着手 予定	令和7年4月1日
		完了 予定	令和8年3月31日
添付書類		1. 事業計画書	2. 収支予算書
		3. 前年度決算書	4. その他 ()

消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)

(1) 補助金交付額の算定

☐ 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定

☒ 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります (返還額が0円の場合も含む)。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

☒ 免税事業者である

☐ 簡易課税事業者である

☐ 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

☐ その他 ()

令和7年度 事業計画書

No.	事 業 名	期 日	会 場	内 容	参加予定
1	春季・夏季市民体育大会	3月～8月	運動公園 船橋アリーナ 他		市民
2	スポーツ講習会	4～2月	/	・4～2月実施の事業が対象 ・団体からの申請は6月頃を予定	市民
3	第1回三役会	4月17日(木) 17:30～	市役所	・年間事業計画 ・総会資料の確認 ・令和7年度各表彰の推薦候補者の選出 ・理事会出発式の進行計画	三役
4	スポーツ協会総会	4月下旬	書面開催		評議員 役員
5	第1回理事会	5月9日(金) 17:30～ 18:30～	東魁楼 (予定)	・第1回三役会の内容 ・互助会費の確認(徴収は次回以降)	三役 理事 監事
6	理事会出発式(歓送迎会)				来賓 役員
7	第2回理事会	5月22日(木) 18:00～ 18:30～	市役所 705会議室	・スポーツ講習会の実施 ・県民大会代表者会議の資料 ・会計監査	三役 理事 監事
8	令和6年度 加盟団体会計監査			・加盟団体から提出された収支決算書等 の監査	三役 理事 監事
9	第2回三役会	6月12日(木) 17:30～	市役所	・体育功労者表彰式並びに祝賀会 ・市政功労表彰の推薦候補者の選出	三役
10	第3回理事会	6月20日(金) 17:30～	市役所 705会議室		三役 理事 監事
11	県民スポーツ大会 代表者会議	書面開催		・申込み方法 ・補助金の申請	関係者 役員
12	第3回三役会	7月17日(木) 17:30～	市役所	・スポーツ講習会の実施に関する審議 ・体育功労者表彰式並びに祝賀会の 進行計画 ・県民大会結団式並びに国民スポーツ 大会激励会	三役
13	第4回理事会	7月25日(金) 17:30～ 18:30～	フローラ 船橋 (予定)		三役 理事 監事
14	船橋市スポーツ協会 体育功労者表彰式・祝賀会			・令和6年度受賞者の表彰	受賞者 役員 来賓
15	秋季市民体育大会	9月～3月	運動公園 船橋アリーナ 他		市民
16	第75回県民スポーツ大会 夏季大会	8月30日(土) 8月31日(日) (中心会期)	千葉県 国際総合 水泳場他	夏季3競技 (水泳・セーリング・ボート)	代表選手
17	第4回三役会	9月4日(木) 17:30～	市役所	・県民大会結団式並びに国民スポーツ 大会激励会の進行計画	三役
18	第5回理事会	9月12日(金) 17:30～ 18:30～	市役所 大会議室		三役 理事 監事
19	県民スポーツ大会結団式 ・国民スポーツ大会激励会				監督 選手 役員

No.	事業名	期 日	会 場	内 容	参加予定
20	第5回三役会	10月9日(木) 17:30～	市役所 602会議室	・県民大会報告会 ・成績優秀者の推薦 ・視察研修計画	三役
21	第6回理事会	10月16日(木) 18:00～			三役 理事 監事
22	第75回県民スポーツ大会 秋季大会	10月25日(土) 10月26日(日) (中心会期)	千葉県総合 スポーツ センター他	秋季33競技 ・総合開会式は10月24日(金)	代表選手
23	第7回理事会	12月5日(金) 17:30～ 18:30～	市役所 or 外会場	・県民大会報告会の進行計画 ・総会資料の作成依頼	三役 理事 監事
24	第75回県民スポーツ大会 報告会				監督 選手 役員
25	第76回県民スポーツ大会 冬季大会	1月～3月	アクアリンク ちば他	冬季3競技 (スキー・スケート・サッカー)	代表選手
26	第8回理事会	1月22日(木) 18:00～	市役所 602会議室	・令和8年度年間会議計画 ・令和7年度成績優秀者の選考	三役 理事 監事
27	第6回三役会	2月19日(木) 17:30～	市役所	・総会について ・令和7年度事業報告、決算報告 ・令和8年度事業計画、予算、交付金 ・令和7年度体育功労者の選考 ・令和8年度各表彰の推薦候補者	三役
28	第9回理事会	2月26日(木) 18:00～	市役所 602会議室		三役 理事 監事
29	第10回理事会	3月27日(金) 17:00～ 18:00～	市役所 大会議室	・総会の進行計画 ・令和8年度出発式について	三役 理事 監事
30	船橋市スポーツ協会総会 (評議員会)				評議員 役員

※R7年度は視察研修(2年ごと)はありません。

※R7年度は役員改選、加盟団体交付金・分担金の見直しはありません。

※R7年度は千葉県スポーツ協会の次期理事選出に伴う会議(近隣五市での打合せ)の幹事となります。
12月に船橋市で開催予定です。

<共催事業>

2025 船橋市民マラソン大会

第70回成人の日記念船橋市民駅伝競走大会

第44回船橋市小学生・女子駅伝競走大会

11月16日(日) 予定

1月18日(日) 予定 ※検討中

1月31日(土) 予定 ※検討中

令和7年度 収支予算書

1. 収入の部

単位(円)

科 目	7年度 予算額	6年度 当初予算額	6年度 実績	前年度予算 比較増減額	説 明
前年度繰越金	573,510	579,704	579,704	▲ 6,194	
船橋市交付金	10,000,000	10,000,000	10,000,000	0	
加盟団体分担金	1,114,100	1,122,300	1,122,300	▲ 8,200	49団体 (小中学校体育連盟、高等学校体育連盟を除く)
雑収入	40	40	1,200	0	銀行利息等
合 計	11,687,650	11,702,044	11,703,204	▲ 14,394	

2. 支出の部

単位(円)

科 目	7年度 予算額	6年度 当初予算額	6年度 実績	前年度予算 比較増減額	説 明
報償費	570,000	450,000	432,152	120,000	体育功労者表彰・成績優秀者記念品、 壮途金、国スポ出場者記念品等
旅 費	180,000	150,000	132,400	30,000	事業実施に伴う旅費
消耗品費	60,000	80,000	40,716	▲ 20,000	封筒、郵送箱等
備品購入費	50,000	50,000	0	0	事業実施に伴う備品購入費
印刷製本費	270,000	250,000	221,485	20,000	総会資料等
手数料	40,000	30,000	20,548	10,000	振込手数料等
通信運搬費	170,000	170,000	137,293	0	メール便、はがき・切手代等 ホームページ使用料等
保険料	10,000	10,000	0	0	事業実施に伴う行事保険料
使用料及び賃借料	50,000	50,000	0	0	理事会等に伴う会場使用料
交付金・負担金	9,633,000	9,633,000	9,633,000	0	加盟団体交付金、県ス協分担金
渉外費	120,000	150,000	58,000	▲ 30,000	県ス協・関係団体賛助金
事業費	520,000	550,000	376,100	▲ 30,000	スポーツ講習会事業交付金 県民大会事務経費・役員識別服等
雑 費	14,650	129,044	78,000	▲ 114,394	
合 計	11,687,650	11,702,044	11,129,694	▲ 14,394	

令和7年度予算 船橋市スポーツ協会(補助対象経費)

(単位:円)

	団体名	報償費	旅費	消耗品費	備品購入費	印刷製本費	手数料	通信運搬費	保険料	使用料等	合計[A]	交付予定額[B]	補助割合[B/A]
1	野球協会	90,000	30,000	300,000	0	5,000	5,000	5,000	5,000	100,000	540,000	282,000	52.2%
2	相撲連盟	30,000	50,000	90,000	0	5,000	5,000	5,000	10,000	40,000	235,000	168,000	71.5%
3	卓球協会	300,000	30,000	40,000	0	30,000	5,000	70,000	30,000	10,000	515,000	281,000	54.6%
4	柔道連盟	10,000	30,000	70,000	0	180,000	5,000	5,000	5,000	100,000	405,000	268,000	66.2%
5	バレーボール協会	10,000	30,000	10,000	0	5,000	5,000	5,000	5,000	500,000	570,000	307,000	53.9%
6	剣道連盟	10,000	30,000	700,000	0	260,000	5,000	150,000	5,000	850,000	2,010,000	307,000	15.3%
7	ソフトテニス協会	10,000	30,000	60,000	0	5,000	5,000	10,000	30,000	250,000	400,000	279,000	69.8%
8	陸上競技協会	10,000	30,000	500,000	0	400,000	5,000	5,000	5,000	10,000	965,000	305,000	31.6%
9	水泳協会	10,000	30,000	180,000	0	50,000	5,000	20,000	5,000	20,000	320,000	233,000	72.8%
10	山岳協会	10,000	500,000	10,000	0	5,000	5,000	5,000	10,000	5,000	550,000	95,000	17.3%
11	空手道連盟	350,000	30,000	20,000	0	5,000	5,000	15,000	35,000	20,000	480,000	214,000	44.6%
12	ウエイトリフティング協会	10,000	30,000	50,000	0	5,000	5,000	5,000	5,000	20,000	130,000	88,000	67.7%
13	バスケットボール協会	220,000	30,000	10,000	0	5,000	5,000	5,000	5,000	170,000	450,000	300,000	66.7%
14	馬術協会	10,000	30,000	70,000	0	5,000	5,000	5,000	5,000	70,000	200,000	128,000	64.0%
15	サッカー協会	10,000	30,000	10,000	0	5,000	5,000	5,000	5,000	400,000	470,000	305,000	64.9%
16	スキー協会	10,000	30,000	50,000	0	5,000	5,000	30,000	5,000	30,000	165,000	112,000	67.9%
17	体操協会	10,000	30,000	50,000	0	5,000	5,000	5,000	5,000	20,000	130,000	88,000	67.7%
18	テニス協会	200,000	30,000	120,000	0	5,000	5,000	5,000	60,000	20,000	445,000	307,000	69.0%
19	アマチュアボクシング協会	10,000	30,000	10,000	70,000	5,000	5,000	5,000	5,000	20,000	160,000	105,000	65.6%
20	ソフトボール協会	10,000	30,000	230,000	0	20,000	5,000	30,000	5,000	40,000	370,000	279,000	75.4%
21	アーチェリー協会	150,000	30,000	80,000	0	5,000	5,000	5,000	50,000	180,000	505,000	250,000	49.5%
22	銃剣道連盟	10,000	30,000	230,000	0	5,000	5,000	5,000	5,000	10,000	300,000	189,000	63.0%
23	クレー射撃協会	10,000	30,000	10,000	0	5,000	5,000	20,000	5,000	550,000	635,000	180,000	28.3%
24	ライフル射撃協会	10,000	30,000	120,000	0	5,000	5,000	20,000	10,000	60,000	260,000	181,000	69.6%
25	弓道協会	180,000	30,000	80,000	0	5,000	5,000	5,000	5,000	450,000	760,000	249,000	32.8%
26	ボウリング協会	10,000	30,000	10,000	0	5,000	5,000	5,000	5,000	650,000	720,000	215,000	29.9%
27	セーリング協会	30,000	30,000	30,000	0	5,000	5,000	5,000	5,000	180,000	290,000	216,000	74.5%
28	バドミントン協会	10,000	30,000	1,200,000	50,000	30,000	5,000	10,000	5,000	300,000	1,640,000	282,000	17.2%
29	なぎなた連盟	50,000	50,000	70,000	0	20,000	5,000	10,000	50,000	30,000	285,000	198,000	69.5%
30	アマチュアゴルフ協会	10,000	30,000	70,000	0	5,000	30,000	50,000	30,000	20,000	245,000	167,000	68.2%

令和7年度予算 船橋市スポーツ協会(補助対象経費)

(単位:円)

	団体名	報償費	旅費	消耗品費	備品購入費	印刷製本費	手数料	通信運搬費	保険料	使用料等	合計[A]	交付予定額[B]	補助割合[B/A]
31	フェンシング協会	10,000	30,000	300,000	150,000	20,000	5,000	40,000	50,000	90,000	695,000	261,000	37.6%
32	カヌー協会	10,000	30,000	100,000	0	5,000	5,000	5,000	5,000	10,000	170,000	110,000	64.7%
33	ラグビーフットボール協会	10,000	30,000	250,000	0	5,000	5,000	5,000	5,000	10,000	320,000	183,000	57.2%
34	小・中学校体育連盟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
35	高等学校体育連盟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36	スポーツ少年団	50,000	30,000	10,000	0	5,000	5,000	5,000	5,000	10,000	120,000	835,000	-
37	ゲートボール協会	150,000	50,000	50,000	0	10,000	5,000	5,000	5,000	10,000	285,000	92,000	32.3%
38	少林寺拳法連盟	150,000	30,000	40,000	0	5,000	5,000	5,000	5,000	10,000	250,000	95,000	38.0%
39	合気道連盟	100,000	30,000	100,000	0	5,000	10,000	5,000	20,000	10,000	280,000	112,000	40.0%
40	ダンススポーツ協会	10,000	30,000	30,000	0	5,000	5,000	5,000	30,000	250,000	365,000	108,000	29.6%
41	玄気道連盟	10,000	30,000	20,000	70,000	20,000	5,000	10,000	40,000	40,000	245,000	84,000	34.3%
42	ペタンク協会	60,000	40,000	10,000	0	5,000	5,000	10,000	5,000	20,000	155,000	107,000	69.0%
43	一輪車協会	10,000	30,000	50,000	0	5,000	10,000	5,000	5,000	50,000	165,000	102,000	61.8%
44	フライングディスク協会	80,000	30,000	20,000	0	5,000	5,000	5,000	5,000	10,000	160,000	98,000	61.3%
45	バウンドテニス協会	10,000	30,000	80,000	40,000	5,000	5,000	5,000	10,000	50,000	235,000	95,000	40.4%
46	ドッジボール協会	200,000	30,000	10,000	0	5,000	5,000	5,000	20,000	150,000	425,000	111,000	26.1%
47	グラウンドゴルフ協会	500,000	30,000	30,000	0	5,000	5,000	10,000	5,000	10,000	595,000	104,000	17.5%
48	パークゴルフ協会	10,000	30,000	70,000	0	5,000	5,000	20,000	5,000	10,000	155,000	106,000	68.4%
49	インディアカ協会	20,000	80,000	30,000	0	5,000	5,000	10,000	5,000	50,000	205,000	100,000	48.8%
50	日本拳法連盟	10,000	30,000	10,000	0	40,000	5,000	5,000	5,000	10,000	115,000	77,000	67.0%
51	テコンドー協会	10,000	30,000	70,000	0	5,000	5,000	5,000	5,000	10,000	140,000	80,000	57.1%
52											0		
小計		3,210,000	2,060,000	5,760,000	380,000	1,265,000	280,000	690,000	650,000	5,935,000	20,230,000	9,438,000	

※団体決算書の額から構成員への報償費を除外して計上

スポーツ協会 (補助対象科目のみ)	団体決算書の額から構成員への報償費を除外して計上				市への交付申請額(市の予算内)				補助割合[B/A]	
	報償費※	旅費	消耗品費	備品購入費	印刷製本費	手数料	通信運搬費	保険料	使用料等	合計
	420,000	80,000	60,000	50,000	270,000	40,000	170,000	10,000	50,000	1,150,000
団体決算 除外分	570,000									
	150,000									
										←小計②
										21,380,000 [A]
										10,000,000 [B]
										46.8%

*なお、書類に記載する「経費所要総額」は補助対象経費以外を含めるため、スポーツ協会支出と加盟団体(小計①)を合わせ、31,917,650 円となる。

令和6年度 収支決算書（案）

1. 収入の部

単位(円)

科 目	6年度 当初予算額	6年度 実績	比較増減額	説 明
前年度繰越金	579,704	579,704	0	
船橋市交付金	10,000,000	10,000,000	0	
加盟団体分担金	1,122,300	1,122,300	0	50団体 (小中学校体育連盟、高等学校体育連盟を除く)
雑収入	40	1,200	1,160	銀行利息
合 計	11,702,044	11,703,204	1,160	

2. 支出の部

単位(円)

科 目	6年度 当初予算額	6年度 実績	比較増減額	説 明
報償費	450,000	432,152	▲ 17,848	体育功労者表彰記念品、壮途金 成績優秀者記念品、役員報償費等
旅 費	150,000	132,400	▲ 17,600	役員旅費、事業実施に伴う旅費
消耗品費	80,000	40,716	▲ 39,284	看板、ファイル、封筒、郵送箱、印刷用紙等
備品購入費	50,000	0	▲ 50,000	
印刷製本費	250,000	221,485	▲ 28,515	総会資料、体育功労者記念写真等
手数料	30,000	20,548	▲ 9,452	振込手数料
通信運搬費	170,000	137,293	▲ 32,707	はがき・切手代等 ホームページ使用料等
保険料	10,000	0	▲ 10,000	
使用料及び賃借料	50,000	0	▲ 50,000	
交付金・負担金	9,633,000	9,633,000	0	加盟団体事業活動交付金(49団体) 県ス協分担金
渉外費	150,000	58,000	▲ 92,000	県ス協・関係団体賛助金、祝賀会参加費等
事業費	550,000	376,100	▲ 173,900	スポーツ講習会、県民大会事務経費 視察研修経費等
雑 費	129,044	78,000	▲ 51,044	県民大会視察役員用識別服等
合 計	11,702,044	11,129,694	▲ 572,350	

3. 残高の部

単位(円)

(収入) 11,703,204 - (支出) 11,129,694 = 573,510

第 1 号様式

補助金交付申請書

令和 7 年 4 月 1 7 日

船橋市長 様

申請者 所 在 地 船橋市湊町 2-10-25
 団 体 名 船橋市スポーツ協会
 代表者氏名 会長 山 崎 幸 男

補助金の交付を受けたいので、船橋市スポーツ協会事業費等補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	令和 7 年度	補助金の名称	2. スポーツ振興補助金
補助事業	名 称	2-イ) 県民スポーツ大会派遣事業	
	目的・内容	大会参加による競技力向上とスポーツ振興を図る	
	効 果	選手等の技術及び結果の向上、競技への市民の関心が高まる	
経費所要総額		7,091,589 円	
交付申請額		5,800,000 円	
着手及び完了予定年月日		着手 予定 令和 7 年 4 月 1 日 完了 予定 令和 8 年 3 月 3 1 日	
添付書類		1. 事業計画書 2. 収支予算書 3. 前年度決算書 4. その他 ()	

消費税の適用に関する事項（該当するものに☑）

(1) 補助金交付額の算定

- ☐ 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定
☒ 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定
 ※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります（返還額が 0 円の場合も含む）。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

- ☒ 免税事業者である
☐ 簡易課税事業者である
☐ 消費税法別表第 3 に掲げる法人等であって特定収入割合が 5 %を超える
☐ その他 ()

令和7年度 千葉県民スポーツ大会 事業計画

	事業名	期日	会議	概要	形態
1	千葉県民スポーツ大会 代表者会議	5月上旬	千葉県総合 スポーツセンター	・大会実施概要 ・担当間打合せ	参加
2	県民大会 競技別代表者会議	6月中旬に書面開催	市役所	・参加申込み方法 ・補助金について ・県からの伝達	主催
3	夏季競技代表者会議	8月中旬	千葉県総合 スポーツセンター	・各競技について	参加
4	千葉県民スポーツ大会 夏季競技開催	8月～9月	千葉県国際総合 水泳場ほか		大会
5	県民大会結団式 並びに国スポ激励会	9月12日(金)	市役所		主催
6	秋季競技代表者会議 (一部競技)	9月下旬	千葉県総合 スポーツセンター	・各競技について	参加
7	秋季競技代表者会議	10月中旬	千葉県総合 スポーツセンター	・各競技について	参加
8	千葉県民スポーツ大会 総合開会式	10月下旬	市役所	・開会宣言 ・優勝杯の返還 ・選手宣誓	参加
9	千葉県民スポーツ大会 秋季競技開催	10月25日(土) 26日(日) (中心会期)	千葉県総合 スポーツセンター ほか		大会
10	県民大会 報告会	12月5日(金)	市役所	・結果報告 ・賞状披露	主催
11	サッカー競技代表者会議	12月中旬	千葉県総合 スポーツセンター	・各競技について	参加
12	千葉県民スポーツ大会 冬季競技開催	1月～3月	アクアリンクちば ほか		大会
13	冬季競技代表者会議	2月中旬	千葉県総合 スポーツセンター	・各競技について	参加

令和7年度 船橋市スポーツ協会（県民スポーツ大会） 収支予算

【1. 収入の部】

（単位：円）

	R7予算	R6予算	R6実績	前年度予算との比較増減	主な内訳
前年度繰越金	134,549	113,243	113,243	21,306	
船橋市補助金	7,000,000	7,000,000	4,624,600	0	
（派遣事業）	5,800,000	5,800,000	3,424,600	0	
（強化練習事業）	1,200,000	1,200,000	1,200,000	0	
スポーツ協会負担金	50,000	50,000	50,000	0	事務経費として
雑収入	40	40	2,377	0	利息
合計	7,184,589	7,163,283	4,790,220	21,306	

【2. 支出の部】

●市補助対象経費

（単位：円）

	R7予算	R6予算	R6実績	前年度予算との比較増減	主な内訳 ¹⁾
(1) 交付金・負担金	6,800,000	6,900,000	4,500,400	▲ 100,000	
（派遣事業）	5,600,000	5,700,000	3,300,400	▲ 100,000	各競技への補助
（強化練習事業）	1,200,000	1,200,000	1,200,000	0	各競技への補助
(2) 事務経費	384,589	263,283	155,271	121,306	市補助金（派遣事業）より200,000円を充てる
● 消耗品費	54,589	23,283	0	31,306	封筒、ファイル
● 備品購入費	60,000	50,000	0	10,000	
● 手数料	30,000	20,000	12,518	10,000	振込手数料等
● 通信運搬費	40,000	20,000	11,592	20,000	郵送費
● 保険料	200,000	150,000	131,161	50,000	各競技の保険料
合計	7,184,589	7,163,283	4,655,671	21,306	

令和7年度予算 県民スポーツ大会 派遣事業(補助対象経費一覧)

(単位:円)

番号	団体名	補助対象経費						交付予定額※
		交通費	宿泊費	参加費	消耗品費	通信運搬費	計	
1	夏1 水泳	30,000	0	25,000	150,000	0	205,000	167,000
2	夏2 セーリング	30,000	0	0	50,000	120,000	200,000	163,000
3	夏3 ローイング(ボート)	30,000	100,000	0	50,000	0	180,000	147,000
4	1 陸上競技	30,000	0	26,000	150,000	0	206,000	167,800
5	2 バレーボール	60,000	740,000	8,000	150,000	0	958,000	772,400
6	3 クレー射撃	30,000	0	30,000	30,000	0	90,000	75,000
7	4 体操競技	30,000	0	10,000	30,000	0	70,000	59,000
8	5 相撲	30,000	0	0	30,000	0	60,000	51,000
9	6 テニス	60,000	0	0	100,000	0	160,000	134,000
10	7 軟式野球	30,000	0	5,000	100,000	0	135,000	111,000
11	8 卓球	60,000	0	10,000	150,000	0	220,000	182,000
12	9 弓道	30,000	0	0	50,000	0	80,000	67,000
13	10 ソフトボール	120,000	0	16,000	150,000	0	286,000	240,800
14	11 柔道	30,000	0	5,000	30,000	0	65,000	55,000
15	12 剣道	30,000	0	0	100,000	0	130,000	107,000
16	13 ソフトテニス	150,000	0	8,000	50,000	0	208,000	181,400
17	14 バドミントン	60,000	120,000	15,000	150,000	0	345,000	282,000
18	15 ラグビーフットボール	60,000	0	0	100,000	0	160,000	134,000
19	16 バスケットボール	30,000	0	6,000	150,000	0	186,000	151,800
20	17 ハンドボール	30,000	0	8,000	30,000	0	68,000	57,400
21	18 ボクシング	30,000	0	0	30,000	0	60,000	51,000
22	19 フェンシング	30,000	0	10,000	50,000	0	90,000	75,000
23	20 レスリング	30,000	0	0	30,000	0	60,000	51,000
24	21 空手道	30,000	0	0	50,000	0	80,000	67,000
25	22 ライフル射撃	30,000	0	0	100,000	0	130,000	107,000
26	23 銃剣道	30,000	0	3,000	30,000	0	63,000	53,400
27	24 自転車	30,000	0	8,000	30,000	0	68,000	57,400
28	25 スポーツクライミング	30,000	0	0	0	0	30,000	27,000
29	26 ホッケー	30,000	0	0	0	0	30,000	27,000
30	27 ウェイトリフティング	30,000	0	0	30,000	0	60,000	51,000
31	28 なぎなた	30,000	0	0	30,000	0	60,000	51,000
32	29 アーチェリー	30,000	0	0	30,000	0	60,000	51,000
33	30 ゴルフ	30,000	0	5,000	30,000	0	65,000	55,000
34	31 ボウリング	30,000	0	24,000	30,000	0	84,000	70,200
35	32 馬術	30,000	0	45,000	100,000	250,000	425,000	343,000
36	33 カヌー	30,000	0	0	30,000	0	60,000	51,000
37	冬1 スキー	300,000	300,000	10,000	150,000	0	760,000	638,000
38	冬2-1 スケート・フィギュア	30,000	0	20,000	30,000	0	80,000	67,000
39	冬2-2 スケート・ショートトラック	30,000	0	20,000	30,000	0	80,000	67,000
40	冬2-3 スケート・アイスホッケー	30,000	0	20,000	50,000	0	100,000	83,000
41	冬3 サッカー	90,000	0	10,000	150,000	0	250,000	209,000
小計		1,920,000	1,260,000	347,000	2,810,000	370,000	6,707,000	5,557,600

事務経費(補助対象科目のみ)	消耗品費	備品購入費	手数料	通信運搬費	保険料	計	交付予定額※
	54,589	60,000	30,000	40,000	200,000	384,589	307,600

※補助率を交通費90%以内、他は80%以内で計算して交付予定額を算出しています。

総計(加盟団体+事務経費)	補助対象経費	交付予定額※
	7,091,589	5,865,200

交付時には交付申請額内で交付できるよう補助率を調整します。

市への交付申請額 5,800,000 円

令和6年度 船橋市スポーツ協会（県民スポーツ大会） 収支決算報告（案）

【1. 収入の部】

（単位：円）

	予算	実績	予算との 比較増減	主な内訳
前年度繰越金	113,243	113,243	0	
船橋市補助金	7,000,000	4,624,600	▲ 2,375,400	
（派遣事業）	5,800,000	3,424,600	▲ 2,375,400	2,375,400円を市に戻入する
（強化練習事業）	1,200,000	1,200,000	0	
スポーツ協会負担金	50,000	50,000	0	事務費50,000円
雑収入	40	2,377	2,337	利息
合計	7,163,283	4,790,220	▲ 2,373,063	

【2. 支出の部】

●市補助対象経費

（単位：円）

	予算	実績	予算との 比較増減	主な内訳
(1) 交付金・負担金	6,900,000	4,500,400	▲ 2,399,600	
（派遣事業）	5,700,000	3,300,400	▲ 2,399,600	各競技への補助
（強化練習事業）	1,200,000	1,200,000	0	各競技への補助
(2) 事務経費	263,283	155,271	▲ 108,012	
● 消耗品費	23,283	0	▲ 23,283	
● 備品購入費	50,000	0	▲ 50,000	
● 手数料	20,000	12,518	▲ 7,482	振込手数料
● 通信運搬費	20,000	11,592	▲ 8,408	郵送費
● 保険料	150,000	131,161	▲ 18,839	各競技の保険料
合計	7,163,283	4,655,671	▲ 2,507,612	

【3. 残高の部】

（単位：円）

収入	支出	残高
4,790,220	4,655,671	134,549

※残高は次年度に繰り越す

第 1 号様式

補助金交付申請書

令和 7 年 4 月 1 7 日

船橋市長 様

申請者 所 在 地 船橋市湊町 2 - 1 0 - 2 5

団 体 名 船橋市スポーツ協会

代表者氏名 会長 山 崎 幸 男

補助金の交付を受けたいので、船橋市スポーツ協会事業費等補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	令和 7 年度	補助金の名称	2. スポーツ振興補助金
補助事業	名 称	2-ウ) 県民スポーツ大会強化練習事業	
	目的・内容	強化練習を実施し、選手等の技術向上を図る	
	効 果	選手等の技術及び結果の向上	
経費所要総額		1,720,000 円	
交付申請額		1,200,000 円	
着手及び完了予定年月日		着手 予定	令和 7 年 4 月 1 日
		完了 予定	令和 8 年 3 月 3 1 日
添付書類		1. 事業計画書	2. 収支予算書
		3. 前年度決算書	4. その他 ()

消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)

(1) 補助金交付額の算定

☐ 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定

☒ 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります (返還額が 0 円の場合も含む)。

(2) (1) で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

☒ 免税事業者である

☐ 簡易課税事業者である

☐ 消費税法別表第 3 に掲げる法人等であって特定収入割合が 5 %を超える

☐ その他 ()

令和 7 年度 千葉県民スポーツ大会 事業計画

	事業名	期日	会議	概要	形態
1	千葉県民スポーツ大会 代表者会議	5月上旬	千葉県総合 スポーツセンター	・大会実施概要 ・担当間打合せ	参加
2	県民大会 競技別代表者会議	6月中旬に書面開催	市役所	・参加申込み方法 ・補助金について ・県からの伝達	主催
3	夏季競技代表者会議	8月中旬	千葉県総合 スポーツセンター	・各競技について	参加
4	千葉県民スポーツ大会 夏季競技開催	8月～9月	千葉県国際総合 水泳場ほか		大会
5	県民大会結団式 並びに国スポ激励会	9月12日(金)	市役所		主催
6	秋季競技代表者会議 (一部競技)	9月下旬	千葉県総合 スポーツセンター	・各競技について	参加
7	秋季競技代表者会議	10月中旬	千葉県総合 スポーツセンター	・各競技について	参加
8	千葉県民スポーツ大会 総合開会式	10月下旬	市役所	・開会宣言 ・優勝杯の返還 ・選手宣誓	参加
9	千葉県民スポーツ大会 秋季競技開催	10月25日(土) 26日(日) (中心会期)	千葉県総合 スポーツセンター ほか		大会
10	県民大会 報告会	12月5日(金)	市役所	・結果報告 ・賞状披露	主催
11	サッカー競技代表者会議	12月中旬	千葉県総合 スポーツセンター	・各競技について	参加
12	千葉県民スポーツ大会 冬季競技開催	1月～3月	アクアリンクちば ほか		大会
13	冬季競技代表者会議	2月中旬	千葉県総合 スポーツセンター	・各競技について	参加

令和7年度 船橋市スポーツ協会（県民スポーツ大会） 収支予算

【1. 収入の部】

（単位：円）

	R7予算	R6予算	R6実績	前年度予算との比較増減	主な内訳
前年度繰越金	134,549	113,243	113,243	21,306	
船橋市補助金	7,000,000	7,000,000	4,624,600	0	
（派遣事業）	5,800,000	5,800,000	3,424,600	0	
（強化練習事業）	1,200,000	1,200,000	1,200,000	0	
スポーツ協会負担金	50,000	50,000	50,000	0	事務経費として
雑収入	40	40	2,377	0	利息
合計	7,184,589	7,163,283	4,790,220	21,306	

【2. 支出の部】

●市補助対象経費

（単位：円）

	R7予算	R6予算	R6実績	前年度予算との比較増減	主な内訳
(1) 交付金・負担金	6,800,000	6,900,000	4,500,400	▲ 100,000	
（派遣事業）	5,600,000	5,700,000	3,300,400	▲ 100,000	各競技への補助
（強化練習事業）	1,200,000	1,200,000	1,200,000	0	各競技への補助
(2) 事務経費	384,589	263,283	155,271	121,306	市補助金（派遣事業）より200,000円を充てる
● 消耗品費	54,589	23,283	0	31,306	封筒、ファイル
● 備品購入費	60,000	50,000	0	10,000	
● 手数料	30,000	20,000	12,518	10,000	振込手数料等
● 通信運搬費	40,000	20,000	11,592	20,000	郵送費
● 保険料	200,000	150,000	131,161	50,000	各競技の保険料
合計	7,184,589	7,163,283	4,655,671	21,306	

令和7年度予算 県民スポーツ大会 強化練習事業(補助対象経費一覧) (単位:円)

番号	団体名	補助対象経費	補助予定額(※)	交付予定額(※)
		強化練習施設使用料	80%	69.820%
1	夏1	水泳	0	0
2	夏2	セーリング	500,000	400,000
3	夏3	ボート	0	0
4	1	陸上競技	30,000	24,000
5	2	バレーボール	0	0
6	3	クレイ射撃	30,000	24,000
7	4	体操競技	0	0
8	5	相撲	0	0
9	6	テニス	30,000	24,000
10	7	軟式野球	0	0
11	8	卓球	30,000	24,000
12	9	弓道	30,000	24,000
13	10	ソフトボール	0	0
14	11	柔道	0	0
15	12	剣道	70,000	56,000
16	13	ソフトテニス	80,000	64,000
17	14	バドミントン	30,000	24,000
18	15	ラグビーフットボール	0	0
19	16	バスケットボール	0	0
20	17	ハンドボール	0	0
21	18	ボクシング	0	0
22	19	フェンシング	20,000	16,000
23	20	レスリング	0	0
24	21	空手道	0	0
25	22	ライフル射撃	60,000	48,000
26	23	銃剣道	0	0
27	24	自転車	0	0
28	25	スポーツクライミング	0	0
29	26	ホッケー	0	0
30	27	ウェイトリフティング	0	0
31	28	なぎなた	5,000	4,000
32	29	アーチェリー	90,000	72,000
33	30	ゴルフ	30,000	24,000
34	31	ボウリング	160,000	128,000
35	32	馬術	370,000	296,000
36	33	カヌー	5,000	4,000
37	冬1	スキー	0	0
38	冬2-1	スケート・フィギュア	0	0
39	冬2-2	スケート・ショートトラック	0	0
40	冬2-3	スケート・アイスホッケー	0	0
41	冬3	サッカー	150,000	120,000

	補助対象経費	補助予定額(※)	交付予定額(※)
計	1,720,000	1,376,000	1,200,000

※補助率は80%以内となっております。予算内で交付できるよう補助率を下げて調整します。

市への交付申請額 1,200,000 円

令和6年度 船橋市スポーツ協会（県民スポーツ大会） 収支決算報告（案）

【1. 収入の部】

（単位：円）

	予算	実績	予算との 比較増減	主な内訳
前年度繰越金	113,243	113,243	0	
船橋市補助金	7,000,000	4,624,600	▲ 2,375,400	
（派遣事業）	5,800,000	3,424,600	▲ 2,375,400	2,375,400円を市に戻入する
（強化練習事業）	1,200,000	1,200,000	0	
スポーツ協会負担金	50,000	50,000	0	事務費50,000円
雑収入	40	2,377	2,337	利息
合計	7,163,283	4,790,220	▲ 2,373,063	

【2. 支出の部】

●市補助対象経費

（単位：円）

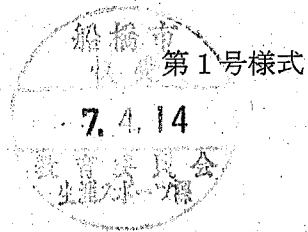
	予算	実績	予算との 比較増減	主な内訳
(1) 交付金・負担金	6,900,000	4,500,400	▲ 2,399,600	
（派遣事業）	5,700,000	3,300,400	▲ 2,399,600	各競技への補助
（強化練習事業）	1,200,000	1,200,000	0	各競技への補助
(2) 事務経費	263,283	155,271	▲ 108,012	
● 消耗品費	23,283	0	▲ 23,283	
● 備品購入費	50,000	0	▲ 50,000	
● 手数料	20,000	12,518	▲ 7,482	振込手数料
● 通信運搬費	20,000	11,592	▲ 8,408	郵送費
● 保険料	150,000	131,161	▲ 18,839	各競技の保険料
合計	7,163,283	4,655,671	▲ 2,507,612	

【3. 残高の部】

（単位：円）

収入	支出	残高
4,790,220	4,655,671	134,549

※残高は次年度に繰り越す



船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付申請書

令和7年4月14日

船橋市長 あて

申請者 所在地 船橋市薬円台2-16-29
団体名 薬円台地区自治会連合協議会
代表者氏名 会長 安田 康

補助金の交付を受けたいので、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	令和7年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助対象事業	区分	①. 地域スポーツ奨励事業 2. 地域スポーツ祭支援事業	
	名称	やくえんだい軽スポーツフェア	
	実施年月日	令和7年6月8日	
	実施場所	薬円台小学校グラウンド・体育館	
	目的・内容	軽スポーツを通して地域住民の体力の向上と世代間交流を図る。	
	参加予定人数	300人	
経費所要総額		100,000 円	
交付申請額		50,000 円	
添付書類		1. 事業計画書 2. 収支予算書 3. その他 (前回決算書)	

消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)

(1) 補助金交付額の算定

☐ 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定

☒ 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります (返還額が0円の場合も含む)。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

☒ 免税事業者である

☐ 簡易課税事業者である

☐ 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

☐ その他 ()

やくえんだい軽スポーツフェア事業計画書

1. 目 的

子供から高齢者まで簡単に参加できる軽スポーツを、地域住民が一同に集まり競技を楽しむことにより、地域住民の体力の向上と世代間の交流を図る。

2. 日 時

令和7年6月8日（日）9：30～12：30（雨天決行）

3. 会 場

薬円台小学校

4. 主 催

薬円台地区自治会連合協議会

薬円台地区スポーツ推進委員会

薬円台地区青少年相談員

薬円台児童ホーム

薬円台公民館

5. 内 容

グラウンドゴルフ・輪投げ・ストラックアウト他

6. 参加予定人員

300名

7. 競技内容

参加者には、すべての競技に参加して楽しんでもらえるように、得点を競って優劣をつけるのではなく、参加することに意義がある内容とする。また、初心者には指導者が競技方法を懇切丁寧に指導を行う。

参加者全員に参加賞を配り、散会とする。

令和7年度 やくえんだい軽スポーツフェア収支予算書

薬円台地区自治会連合協議会

会 長 安 田 康

収入の部

項 目	金額 (円)	摘 要
船橋市スポーツ推進事業補助金	50,000	
薬円台地区自治会連合協議会負担金	50,000	一部自治会負担
合計	100,000	

支出の部

項 目	金額 (円)	摘 要
補助対象経費		
報償費	50,000	参加賞
消耗品費	22,000	コピー用紙・カムテープ・消毒除菌用品他
保険料	3,000	普通傷害保険代 (対象：行事参加者全員 300名)
小計	75,000	
その他経費		
食糧費	25,000	
合計	100,000	

対象外
経費

支出額 100,000円 - 対象外経費 25,000円

= 75,000円

対象経費 75,000円 $\times \frac{2}{3}$ = 50,000円 (上限)

申請額 = 50,000円

令和6年6月27日

令和6年度 やくえんだい軽スポーツフェア収支決算書

薬円台地区自治会連合協議会

会 長 新 田 一 郎

収入の部

項 目	金額 (円)	備 考
船橋市スポーツ推進事業補助金	50,000	
薬円台地区自治会連合協議会補助金	50,000	
合計	100,000	

支出の部

項 目	金額 (円)	備 考
補助対象経費		
報償費	43,434	参加賞 (子供用おもちゃ、大人用ごみ袋、水)
消耗品費	29,396	コピー用紙、養生テープ、バンドエイド 他
保険料	3,045	普通傷害保険代 (対象：行事参加者全員 300名)
手数料	660	保険料振込手数料
小計	76,535	
その他の経費		
食糧費	23,465	従事者用お弁当、お茶
小計	23,465	
合計	100,000	

別冊 2

令和7年度
第1回 船橋市スポーツ推進審議会

各補助金交付要綱

船橋市教育委員会 生涯学習部
生涯スポーツ課

令和 7 年度 第 1 回 船橋市スポーツ推進審議会

【別冊 2】各補助金交付要綱

目 次

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付要綱	・ ・ ・	3
船橋市地区スポーツ振興補助金交付要綱	・ ・ ・	1 5
船橋市スポーツ協会事業費等補助金交付要綱	・ ・ ・	2 7
船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱	・ ・ ・	3 9

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、船橋市補助金等の交付に関する規則(昭和56年規則第50号。以下「規則」という。)に定めがあるもののほか、必要な事項を定め、当該補助金を交付することにより、住民に対し、スポーツの実技の指導その他のスポーツに関する指導及び助言を行うとともにスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うことにより、本市におけるスポーツの推進を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、船橋市スポーツ推進委員協議会とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、別表に掲げる補助対象事業であって、市長が市のスポーツの発展並びに市民スポーツの推進のために必要と認めるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条に規定する補助対象事業を実施するために要する費用のうち、別表に掲げる補助対象経費とする。ただし、国、県及び市の定める他の制度を活用し補助を受ける経費がある場合には、この限りでない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に定めるところによる。

(1) 補助金の交付限度額は、予算の範囲内とする。

(2) 補助金の額は、補助対象経費に別表に掲げるとおりの補助率を乗じて得た額とする。ただし、百円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付申請書(第1号様式)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 前年度決算書

(4) その他市長が必要があると認める書類

2 申請者は、前項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消

費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付についての意見聴取）

第7条 市長は、補助金の交付の決定に当たっては、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第35条の規定により、あらかじめスポーツ推進審議会の意見を聴くものとする。

（補助金の交付可否決定）

第8条 市長は、第6条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その旨を船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付決定通知書（第2号様式）により、当該申請をした者に通知する。

2 市長は、第6条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

（交付請求）

第9条 前条の規定により補助金を交付する旨の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付請求書（第3号様式）により市長に請求しなければならない。

（交付時期）

第10条 市長は前条の規定による請求書を受理したときは、補助金を30日以内に概算払にて支払うものとする。

（補助事業の変更の届出）

第11条 補助事業者は、補助金に係る事業（以下「補助事業」という。）の計画の変更（市長が認める軽微な変更は除く。）をしようとするとき又は補助事業を中止しようとするときは、船橋市スポーツ推進委員協議会補助事業の計画変更・中止・廃止申請書（第4号様式）により、速やかに市長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定の取り消し及び返還）

第12条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

（1）偽りその他不正な手段により交付の決定を受けたとき。

（2）交付を受けた補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

（3）補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき。

（補助金の実績報告）

第13条 補助事業者は、当該補助事業等が完了したときはその完了した日から起算して20日を経過する日又は補助金等の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金実績報告書（第5号様式）に次の書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要があると認める書類

2 第6条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助事業者が前項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、その旨を船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付額確定通知書（第6号様式）により、補助事業者に通知する。

(補助金の精算)

第15条 補助事業者が、前条の規定による補助金の額の通知を受けたときは、精算の手続きをとらなければならない。

2 前項の規定において、不足が生じた場合にあっては精算と同時に不足額を請求し、残額が生じた場合にあってはこれを返納しなければならない。

(財産の処分の制限)

第16条 申請者は、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(書類の整備及び保存年限)

第17条 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第18条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金に係る消費税仕入控除税額報告書（第7号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助率
船橋市スポーツ推進委員協議会事業 1 スポーツの普及推進に関する事業 2 スポーツに係る情報の収集と提供に関する事業 3 スポーツ推進委員に関する資質向上を図るための研修に関する事業	・報償費 ・消耗品費 ・備品購入費 ・印刷製本費 ・手数料 ・通信運搬費 ・保険料 ・使用料及び賃借料 ・負担金	補助対象経費の80%以内とする。 該当年度の予算の範囲内とする。

備考

- 1 補助対象経費は、領収書等により明確でなければならない。
- 2 報償費のうち、団体の構成員に係るものは補助対象外とする。

第 1 号様式

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 所 在 地

団 体 名

代表者氏名

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金の交付を受けたいので、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金の名称	船橋市スポーツ推進委員協議会補助金
補助事業	名 称	船橋市スポーツ推進委員協議会事業	
	目的・内容		
	効 果		
経費所要総額		円	
交付申請額		円	
着手及び完了予定年月日		着手 予定 年 月 日 完了 予定 年 月 日	
添付書類		1. 事業計画書 2. 収支予算書 3. 前年度決算書 4. その他 ()	

消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)

(1) 補助金交付額の算定

☐ 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定

☐ 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります (返還額が 0 円の場合も含む)。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

☐ 免税事業者である

☐ 簡易課税事業者である

☐ 消費税法別表第 3 に掲げる法人等であって特定収入割合が 5 %を超える

☐ その他 ()

第2号様式

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付決定通知書

船橋市教育委員会教ス指令第 号

年 月 日

申請者 所 在 地

団 体 名

代表者氏名 様

船橋市長



年 月 日付申請のありました船橋市スポーツ推進委員協議会補助金の交付について次のとおり決定したので、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金の名称	船橋市スポーツ推進委員協議会補助金
補助事業の名称		船橋市スポーツ推進委員協議会事業	
経費所要総額のうち 補助対象となる経費		円	
交付決定額		円	
交付予定時期			
交 付 条 件		1. 補助事業の内容又は対象経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること 2. 補助事業を中止又は廃止するときは、市長の承認を得ること。 3. 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。 4. 申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額すること。	

(注) 上記の決定に対して異議があるときは、速やかに文書で申請を取下げること。

第3号様式

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付で決定のあった補助金の交付を受けたいので、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付要綱第9条の規定により、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金の交付を次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	船橋市スポーツ推進委員協議会補助金
補助事業の名称	船橋市スポーツ推進委員協議会事業		
交付決定額	円		
既交付額	円		
未交付額	円		
今回請求額	円		
添付書類	1. 補助金交付決定通知書の写し 2. その他 ()		

第4号様式

船橋市スポーツ推進委員協議会補助事業の計画変更・中止・廃止申請書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所在地
団体名
代表者氏名

船橋市スポーツ推進委員協議会補助事業を（計画変更・中止・廃止）したいので、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり申請します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	船橋市スポーツ推進委員協議会補助金
補助事業の名称	船橋市スポーツ推進委員協議会事業		
変更又は中止（廃止）の理由			
（変更の場合） 補助事業等の内容	（変更前）		
	（変更後）		
変更又は中止（廃止）年月日	年 月 日（予定）		
添付書類			

第 5 号様式

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所在地
団体名
代表者氏名

船橋市スポーツ推進委員協議会補助事業が完了したので、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付要綱第 13 条の規定により、次のとおり報告します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	船橋市スポーツ推進委員協議会補助金
補助事業	名 称	船橋市スポーツ推進委員協議事業	
	施行場所		
	着手年月日	年 月 日	
	完了年月日	年 月 日	
交付決定額		円	
既交付額		円	
補助対象経費精算額		円	
補助事業の経過及び内容			
添付書類		1. 事業報告書 2. 収支決算書 3. その他 ()	

第 6 号様式

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付額確定通知書

船教ス第 号
年 月 日

補助事業者 所 在 地
団 体 名
代表者氏名 様

船橋市長



年 月 日付で実績報告のありました船橋市スポーツ推進委員協議会補助事業について、次のとおり船橋市スポーツ推進委員協議会補助金の額を確定しましたので、船橋市スポーツ推進委員協議会補助金交付要綱第 1 4 条の規定により、通知します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	船橋市スポーツ推進委員協議会補助金
補助事業の名称	船橋市スポーツ推進委員協議会事業		
交付決定額	円		
補助対象経費精算額	円		
補助率	%		
交付確定額	円		

第 7 号様式

船橋市スポーツ推進委員協議会補助金に係る消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付船橋市教育委員会教ス指令第 号により交付決定があった船橋市スポーツ推進委員協議会補助金について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付確定額

金 円

2 確定申告により確定した船橋市スポーツ推進委員協議会補助金に係る消費税仕入控除税額（※消費税の申告義務がない場合も 0 円と記載すること）

金 円

※ 0 円の場合はその理由について ☒

☐ 消費税の申告義務がない

☐ 簡易課税方式による申告を行っている

☐ 消費税法別表第 3 に掲げる法人等であって特定収入割合が 5 %を超える

☐ その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が 0 円だった場合など）

3 添付資料

・ 返還額算出シート

（申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第 3 に掲げる法人等であって特定収入割合が 5 %を超える事業者は添付不要）

船橋市地区スポーツ振興補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市スポーツ推進委員協議会が市の南部・西部・中部・東部・北部の5ブロックで行う行事及び市の24地区で行う事業に要する経費の一部として船橋市地区スポーツ振興補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第50号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定め、当該補助金を交付することにより、住民に対し、体育・スポーツの実技の指導その他体育・スポーツに関する指導及び助言を行うとともにスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うことにより、本市における体育・スポーツの推進を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、船橋市スポーツ推進委員協議会とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に掲げる補助対象事業のうち、市長が本市の体育及びスポーツの発展並びに市民スポーツの推進のために必要と認めるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業を実施するために要する費用のうち、別表に掲げる補助対象経費のとおりとする。ただし、国、県及び市の定める他の制度を活用し補助を受ける経費がある場合には、これを当該事業の補助対象経費からは除くものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 補助金の交付限度額は予算の範囲内とする。
- (2) 補助金の額は、補助対象経費に別表に掲げるとおりの補助率を乗じて得た額以内とする。ただし、百円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、船橋市地区スポーツ振興補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(3) 前年度決算書

(4) その他市長が必要があると認める書類

- 2 申請者は、前項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の意見聴取)

- 第7条 市長は補助金の交付決定にあたっては、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第35条の規定により、あらかじめスポーツ推進審議会の意見を聴くものとする。

(交付可否の決定等)

- 第8条 市長は、第6条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否及び補助金の額を決定し、その旨を船橋市地区スポーツ振興補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。
- 2 市長は、第6条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

(交付請求)

- 第9条 前条の規定により補助金を交付する旨の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、船橋市地区スポーツ振興補助金交付請求書（第3号様式）により市長に請求しなければならない。

(交付時期)

- 第10条 市長は前条の規定による請求書を受理したときは、補助金を30日以内に概算払にて支払うものとする。

(変更等の承認申請)

- 第11条 補助事業者は、補助金に係わる事業（以下「補助事業」という。）の計画変更（市長が認める軽妙な変更は除く。）をしようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、船橋市地区スポーツ振興補助金事業の計画変更・中止・廃止申請書（第4号様式）により、速やかに市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定の取り消し及び返還)

- 第12条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する行為を行った時は、補助金

の交付決定を取り消し、または既に交付した補助金の全部または一部の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。

(2) 交付を受けた補助金を補助対象事業以外の用途に使用した時。

(3) 補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、当該補助事業等が完了したときはその完了した日から起算して20日を経過する日又は補助金等の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに、船橋市地区スポーツ振興補助金実績報告書（第5号様式）に次の書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要があると認める書類

2 第6条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助事業者が前項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、その旨を船橋市地区スポーツ振興補助金交付額確定通知書（第6号様式）により、補助事業者に通知する。

(補助金の精算)

第15条 補助事業者が、前条の規定による補助金の額の通知を受けたときは、精算の手続きをとらなければならない。

2 前項の規定において、不足が生じた場合にあっては精算と同時に不足額を請求し、残額が生じた場合にあってはこれを返納しなければならない。

(財産の処分の制限)

第16条 申請者は、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(書類の整備及び保存年限)

第17条 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出

について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第18条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、船橋市地区スポーツ振興補助金に係る消費税仕入控除税額報告書（第7号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助率
船橋市地区スポーツ振興事業	・報償費	補助対象経費の80%以内とする。
①体育・スポーツ等の普及推進に関する事業	・旅費	
	・消耗品費	該当年度の予算の範囲内とする。
②体育・スポーツ等に係る情報の収集と提供に関する事業	・備品購入費	
	・印刷製本費	
③体育・スポーツ等に係る調査研究に関する事業	・手数料	
	・通信運搬費	
	・保険料	
	・使用料及び賃借料	
④スポーツ推進委員に関する資質向上を図るための研修に関する事業	*上記の補助対象経費のうち、領収書等により明確にできるものに限る。	
⑤その他体育・スポーツの発展並びに市民スポーツの推進に必要と認められる事業	*報償費は、団体の構成員に対するものは補助対象外とする。	

第 1 号様式

船橋市地区スポーツ振興補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 所在地
団体名
代表者氏名

補助金の交付を受けたいので、船橋市地区スポーツ振興補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金等の名称	船橋市地区スポーツ振興補助金
補助事業等	名 称	船橋市地区スポーツ振興事業	
	目的及び内容		
	効 果		
経費所要総額		円	
交付申請額		円	
着手及び完了予定年月日	着手 予定	年 月 日	
	完了 予定	年 月 日	
添付書類	1. 事業計画書 2. 収支予算書 3. 前年度決算書 4. その他 ()		

消費税の適用に関する事項（該当するものに☑）

(1) 補助金交付額の算定

☐ 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定

☐ 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります（返還額が 0 円の場合も含む）。

(2) (1) で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

☐ 免税事業者である

☐ 簡易課税事業者である

☐ 消費税法別表第 3 に掲げる法人等であって特定収入割合が 5 % を超える

☐ その他 ()

第2号様式

船橋市地区スポーツ振興補助金交付決定通知書

船橋市教育委員会教ス指令第 号
年 月 日

申請者 所在地
団体名
代表者氏名 様

船橋市長



年 月 日付申請のあった補助金の交付について次のとおり決定したので、船橋市地区スポーツ振興補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金の名称	船橋市地区スポーツ振興補助金
補助事業の名称	船橋市地区スポーツ振興事業		
経費所要総額のうち 補助対象となる経費	円		
交付決定額	円		
交付予定時期			
交 付 条 件	1. 補助事業の内容又は対象経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること 2. 補助事業を中止又は廃止するときは、市長の承認を得ること。 3. 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。 4. 申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額すること。		

(注) 上記の決定に対して異議があるときは、速やかに文書で申請を取下げること。

第 3 号様式

船橋市地区スポーツ振興補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付で決定のあった補助金の交付を受けたいので、船橋市地区スポーツ振興補助金交付要綱第 9 条の規定により、船橋市地区スポーツ振興補助金の交付を次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	船橋市地区スポーツ振興補助金
補助事業の名称	船橋市地区スポーツ振興事業		
交付決定額	円		
既交付額	円		
未交付額	円		
今回請求額	円		
添付書類	1. 補助金交付決定通知書の写し 2. その他 ()		

第 4 号様式

船橋市地区スポーツ振興補助金事業の計画変更・中止・廃止申請書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所 在 地
団 体 名
代表者氏名

船橋市地区スポーツ振興事業を（計画変更・中止・廃止）したいので、船橋市地区スポーツ振興補助金交付要綱第 11 条の規定により、次のとおり申請します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	船橋市地区スポーツ振興補助金
補助事業の名称	船橋市地区スポーツ振興事業		
変更又は中止（廃止）の理由			
（変更の場合） 補助事業等の内容	（変更前）		
	（変更後）		
変更又は中止（廃止）年月日	年 月 日（予定）		
添付書類			

第 5 号様式

船橋市地区スポーツ振興補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所在地
団体名
代表者氏名

補助事業が完了したので、船橋市地区スポーツ振興補助金交付要綱第 13 条の規定により、次のとおり報告します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	船橋市地区スポーツ振興補助金
補助事業	名 称	船橋市地区スポーツ振興事業	
	施行場所		
	着手年月日	年 月 日	
	完了年月日	年 月 日	
交付決定額		円	
既交付額		円	
補助対象経費精算額		円	
補助事業等の経過及び内容			
添付書類		1. 事業報告書 2. 収支決算書 3. その他 ()	

第 6 号様式

船橋市地区スポーツ振興補助金交付額確定通知書

船教ス第 号
年 月 日

補助事業者 所在地
団体名
代表者 様

船橋市長



年 月 日付で実績報告のありました補助事業について、次のとおり船橋市地区スポーツ振興補助金の額を確定しましたので、船橋市地区スポーツ振興補助金交付要綱第 14 条の規定により、通知します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	船橋市地区スポーツ振興補助金
補助事業の名称	船橋市地区スポーツ振興事業		
交付決定額	円		
補助対象経費精算額	円		
補助率	%		
交付確定額	円		

第7号様式

船橋市地区スポーツ振興補助金に係る消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付船橋市教育委員会教ス指令第 号により交付決定があった船橋市地区スポーツ振興補助金について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付確定額

金 円

2 確定申告により確定した船橋市地区スポーツ振興補助金に係る消費税仕入控除税額
(※消費税の申告義務がない場合も0円と記載すること)

金 円

※0円の場合はその理由について☒

☐消費税の申告義務がない

☐簡易課税方式による申告を行っている

☐消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

☐その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など）

3 添付資料

・返還額算出シート

（申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要）

船橋市スポーツ協会事業費等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民が参加できるスポーツ大会の開催、指導者及び競技者の育成及び派遣、県民スポーツ大会等への選手派遣及び選手強化を行うこと等により、本市における体育及びスポーツの発展並びに市民スポーツの推進に資するため、船橋市スポーツ協会に対し、別表の補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第50号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、船橋市スポーツ協会とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に掲げる補助対象事業のうち、市長が本市の体育及びスポーツの発展並びに市民スポーツの推進のために必要と認めるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業を実施するために要する費用のうち、別表に掲げる補助対象経費のとおりとする。ただし、国、県及び市の定める他の制度を活用し補助を受ける経費がある場合には、これを当該事業の補助対象経費からは除くものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 補助金の額は、補助対象経費に別表に掲げるとおりの補助率を乗じて得た額とする。ただし、百円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- (2) 補助金の交付限度額は、予算の範囲内とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書
- (4) その他市長が必要があると認める書類

2 申請者は、前項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）

の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の意見聴取)

第7条 補助金の交付決定にあたっては、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第35条の規定により、あらかじめスポーツ推進審議会の意見を聴くものとする。

(交付可否の決定等)

第8条 市長は、第6条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否及び補助金の額を決定し、その旨を補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

2 市長は、第6条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

(交付請求)

第9条 前条の規定により補助金を交付する旨の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付請求書（第3号様式）により市長に請求しなければならない。

(交付時期)

第10条 市長は前条の規定による請求書を受理したときは、補助金を30日以内に概算払にて支払うものとする。

(変更等の承認申請)

第11条 補助事業者は、補助金に係わる事業（以下「補助事業」という。）の計画変更（市長が認める軽妙な変更は除く。）をしようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、補助事業等の計画変更・中止・廃止申請書（第4号様式）により、速やかに市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定の取り消し及び返還)

第12条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する行為を行った時は、補助金の交付決定を取り消し、または既に交付した補助金の全部または一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 交付を受けた補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、当該補助事業等が完了したときはその完了した日から起算して20日を経過する日又は補助金等の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに、補助金実績報告書（第5号様式）に次の書類を添えて、市長に

報告しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要があると認める書類

- 2 第6条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助事業者が前項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、その旨を補助金交付額確定通知書（第6号様式）により、補助事業者に通知する。

(補助金の精算)

第15条 補助事業者が、前条の規定による補助金の額の通知を受けたときは、精算の手続きをとらなければならない。

- 2 前項の規定において、不足が生じた場合にあっては精算と同時に不足額を請求し、残額が生じた場合にあってはこれを返納しなければならない。

(財産の処分の制限)

第16条 申請者は、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(書類の整備及び保存年限)

第17条 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第18条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、船橋市スポーツ協会事業費等補助金に係る消費税仕入控除税額報告書（第7号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税

額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

補助金の 名称	補助対象事業	補助対象経費	補助率
スポーツ 協会事業 費補助金	ア) スポーツ協会事業 ①指導者及び競技者の育成及び派遣に関する事業 ②体育又はスポーツに関する大会及び講習会の開催に関する事業 ③体育及びスポーツの技術の向上のための調査研究及び情報の収集に関する業務 ④その他体育及びスポーツの発展並びに市民スポーツの推進に必要と認められる事業	・報償費 ・旅費 ・消耗品費 ・一般備品費 ・印刷製本費 ・手数料 ・通信運搬費 ・保険料 ・使用料及び賃借料	補助対象経費の80%以内とする。 該当年度の予算の範囲内とする。
スポーツ 振興補助 金	イ) 県民スポーツ大会派遣事業	・交通費 ・参加費 ・宿泊費 ・消耗品費 ・一般備品費 ・手数料 ・通信運搬費 ・保険料	交通費は、補助対象経費の90%以内とする。 それ以外は、80%以内とする。 該当年度の予算の範囲内とする。
	ロ) 県民スポーツ大会強化練習事業	・強化練習施設 ・使用料	補助対象経費の80%以内とする。 該当年度の予算の範囲内とする。

備考

- 1 上記の補助対象経費のうち、領収書等により明確にできるものに限る。
- 2 報償費は、団体の構成員に対するものは補助対象外とする。

第1号様式

補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 所 在 地

団 体 名

代表者氏名

補助金の交付を受けたいので、船橋市スポーツ協会事業費等補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金の名称	1. スポーツ協会事業費補助金 2. スポーツ振興補助金
補助事業	名 称	1-ア) スポーツ協会事業 2-イ) 県民スポーツ大会派遣事業 2-ウ) 県民スポーツ大会強化練習事業	
	目的・内容		
	効 果		
経費所要総額		円	
交付申請額		円	
着手及び完了予定年月日		着手 予定 年 月 日 完了 予定 年 月 日	
添付書類		1. 事業計画書 2. 収支予算書 3. 前年度決算書 4. その他 ()	

消費税の適用に関する事項（該当するものに☑）

(1) 補助金交付額の算定

- ☐ 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定
☐ 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定
 ※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります（返還額が0円の場合も含む）。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

- ☐ 免税事業者である
☐ 簡易課税事業者である
☐ 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
☐ その他 ()

第2号様式

補助金交付決定通知書

船橋市教育委員会教ス指令第 号

年 月 日

申請者 所在地

団体名

代表者氏名

様

船橋市長



年 月 日付申請のあった補助金の交付について次のとおり決定したので、
船橋市スポーツ協会事業費等補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金の名称	1. スポーツ協会事業費補助金 2. スポーツ振興補助金
補助事業の名称		1-ア) スポーツ協会事業 2-イ) 県民スポーツ大会派遣事業 2-ウ) 県民スポーツ大会強化練習事業	
経費所要総額のうち 補助対象となる経費			円
交付決定額			円
交付予定時期			
交付条件		1. 補助事業の内容又は対象経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること 2. 補助事業を中止又は廃止するときは、市長の承認を得ること。 3. 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。 4. 申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額すること。	

(注) 上記の決定に対して異議があるときは、速やかに文書で申請を取下げること。

第3号様式

補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付で決定のあった補助金の交付を受けたいので、船橋市スポーツ協会事業費等補助金交付要綱第9条の規定により、補助金の交付を次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	1. スポーツ協会事業費補助金 2. スポーツ振興補助金
補助事業の名称		1-ア) スポーツ協会事業 2-イ) 県民スポーツ大会派遣事業 2-ウ) 県民スポーツ大会強化練習事業	
交付決定額		円	
既交付額		円	
未交付額		円	
今回請求額		円	
添付書類		1. 補助金交付決定通知書の写し 2. その他 ()	

第4号様式

補助事業等の計画変更・中止・廃止申請書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所 在 地
団 体 名
代表者氏名

補助事業等を（計画変更・中止・廃止）したいので、船橋市スポーツ協会事業費等補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり申請します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	1. スポーツ協会事業費補助金 2. スポーツ振興補助金
補助事業等の名称	1-ア) スポーツ協会事業 2-イ) 県民スポーツ大会派遣事業 2-ウ) 県民スポーツ大会強化練習事業		
変更又は中止（廃止） の理由			
(変更の場合) 補助事業等の内容	(変更前)		
	(変更後)		
変更又は中止（廃止） 年月日	年 月 日（予定）		
添付書類			

第5号様式

補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所在地

団体名

代表者氏名

補助事業が完了したので、船橋市スポーツ協会事業費等補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり報告します。

指令年月日	年 月 日		指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	1. スポーツ協会事業費補助金 2. スポーツ振興補助金	
補助事業	名称	1-ア) スポーツ協会事業 2-イ) 県民スポーツ大会派遣事業 2-ウ) 県民スポーツ大会強化練習事業		
	施行場所			
	着手年月日	年 月 日		
	完了年月日	年 月 日		
交付決定額		円		
既交付額		円		
補助対象経費精算額		円		
補助事業等の経過及び内容				
添付書類		1. 事業報告書 2. 収支決算書 3. その他 ()		

第 6 号様式

補助金交付額確定通知書

船教ス第 号
年 月 日

補助事業者 所在地
団体名
代表者氏名

船橋市長



年 月 日付で実績報告のありました補助事業について、次のとおり補助金の額を確定しましたので、船橋市スポーツ協会事業費等補助金交付要綱第 14 条の規定により、通知します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	1. スポーツ協会事業費補助金 2. スポーツ振興補助金
補助事業の名称	1-ア) スポーツ協会事業 2-イ) 県民スポーツ大会派遣事業 2-ウ) 県民スポーツ大会強化練習事業		
交付決定額	円		
補助対象経費精算額	円		
補助率	%		
交付確定額	円		

第 7 号様式

船橋市スポーツ協会事業費等補助金に係る消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所 在 地

団 体 名

代表者氏名

年 月 日付船橋市教育委員会教ス指令第 号により交付決定があった船橋市スポーツ協会事業費等補助金について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付確定額

金 円

2 確定申告により確定した船橋市スポーツ協会事業費等補助金に係る消費税仕入控除税額（※消費税の申告義務がない場合も 0 円と記載すること）

金 円

※ 0 円の場合はその理由について ☒

☐ 消費税の申告義務がない

☐ 簡易課税方式による申告を行っている

☐ 消費税法別表第 3 に掲げる法人等であって特定収入割合が 5 % を超える

☐ その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が 0 円だった場合など）

3 添付資料

・ 返還額算出シート

（申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第 3 に掲げる法人等であって特定収入割合が 5 % を超える事業者は添付不要）

船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、スポーツに関する事業をとおして、地域の交流を深めたり、コミュニティづくりに役立てたりすることを目的として行う事業に対し、船橋市地域スポーツ推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第50号、以下「規則」という。）に定めがあるもののほか必要な事項を定め、該当補助金を交付することにより、市民に対しスポーツを体験できる場を増やすことを目的とする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付を受け取ることのできる団体は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体として、船橋市教育委員会に登録した次の号に掲げる団体（以下「補助対象団体」という。）とする。

(1) 市内町会、自治会が相互の連携を図るため、地域的に組織している団体
(地区自治会連絡協議会・地区町会連合会・地区連絡協議会・地区自治会町会連合会・地区連合町会・地区連合自治会・地区町会自治会連合会・地区自治連合会・地区自治会連合協議会・地区自治会連合会・町会自治会連合会・地区町会自治会連絡協議会・地区自治連絡協議会)

(2) 船橋市スポーツと健康を推進する会

(補助対象事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に掲げる補助対象事業のうち、市長が必要と認める事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業を実施するために要する費用のうち、別表に掲げる補助対象経費のとおりとする。ただし、国、県及び市の定める他の制度を活用し補助を受ける経費がある場合には、これを当該事業の補助対象経費からは除くものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 補助金の交付限度額は予算の範囲内とする。

(2) 補助金の額は、補助対象経費に別表に掲げるとおりの補助率を乗じて得た額とする。ただし、百円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書

(4) その他市長が必要があると認める書類

- 2 申請者は、前項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の意見聴取）

- 第7条 市長は補助金の交付決定にあたっては、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第35条の規定により、スポーツ推進審議会の意見を聞くものとする。

（交付可否の決定等）

- 第8条 市長は、第6条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否及び補助金の額を決定し、その旨を船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

- 2 市長は、第6条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

（変更等の承認申請）

- 第9条 前条の規定により交付する旨の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金に係わる事業（以下「補助事業」という。）の計画変更（市長が認める軽妙な変更は除く。）をしようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、船橋市地域スポーツ推進事業補助金事業の計画変更・中止・廃止申請書（第3号様式）により、速やかに市長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定の取り消し及び返還）

- 第10条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する行為を行なった時は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部、又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により、交付決定を受けたとき。
- (2) 交付を受けた補助金を、補助対象以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容及び、これに附した条件に違反したとき。

（実績報告）

- 第11条 補助事業者は、当該補助事業等が完了したときはその完了した日から起算して20日を経過する日又は補助金等の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに、船橋市地域スポーツ推進事業補助金実績報告書（第4号様式）に次の書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) その他市長が必要があると認める書類

- 2 第6条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助事業者

が前項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、その旨を、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付額確定通知書(第5号様式)により、補助事業者に通知する。

(交付時期)

第13条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、補助事業の完了前に交付することができる。

2 補助事業者は、前項ただし書きの規定により補助事業の完了前に補助金の交付を受けようとするときは、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付請求書(第6号様式)により市長に請求しなければならない。

(補助金の精算)

第14条 補助事業者が、前条第1項ただし書きの規定により補助事業の完了前に補助金の交付を受けた場合であって、第12条の規定による補助金の額の通知を受けたときは、精算の手続きをとらなければならない。

2 前項の規定において、不足が生じた場合にあっては不足額を請求し、残額が生じた場合にあってはこれを返納しなければならない。

(財産の処分の制限)

第15条 申請者は、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価額が単価30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(書類の整備及び保存年限)

第16条 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、船橋市地域スポーツ推進事業補助金に係る消費税仕入控除税額報告書(第7号様式)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して実績

報告を行った場合には、この限りでない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（その他）

第18条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

別表

補助対象団体	補助対象事業	補助対象経費	補助率及び限度額
地区自治会連 絡協議会等	ア)地域スポーツ奨 励事業	報償費 旅費 消耗品費 備品購入費 印刷製本費 手数料 通信運搬費 保険料 使用料及び賃借料	補助率は、補助対象経費に3分の 2を乗じた額（100円未満がある ときは、これを切り捨てた額）の 範囲内とし、1地区の補助金の額 が30万円を超えるときは、30万 円とする。
船橋市スポー ツと健康を推 進する会	イ)地域スポーツ祭 支援事業（ジョイ &スポーツ、スポ ーツの祭典）	報償費 旅費 消耗品費 備品購入費 印刷製本費 手数料 通信運搬費 保険料 使用料及び賃借料	補助率は、補助対象経費に3分の 2を乗じた額（100円未満がある ときは、これを切り捨てた額）の 範囲内とし、ジョイ&スポーツの 補助金の額が30万円を超えると きは、30万円とし、スポーツの 祭典の補助金の額が35万円を超 えるときは、35万円とする。

備考

- 1 上記の対象経費のうち、領収書等により明確にできるものに限る。
- 2 報償費は、団体の構成員に対するものは補助対象外とする。

船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付申請書

船橋市長 あて

補助金の交付を受けたいので、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助対象 事業	区 分	１．地域スポーツ奨励事業 ２．地域スポーツ祭支援事業	
	名 称		
	実施年月日		
	実施場所		
	目的・内容		
	参加予定人数		
経費所要総額		円	
交付申請額		円	
添付書類		１．事業計画書 ２．収支予算書 ３．その他（ ）	

消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)

(1) 補助金交付額の算定

- ☐消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定
☐消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定
 ※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります（返還額が0円の場合も含む）。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

- ☐ 免税事業者である
☐ 簡易課税事業者である
☐ 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
☐ その他（ ）

第2号様式

船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付決定通知書

船橋市教育委員会ス指令第

号

年 月 日

申請者 所在地

団体名

代表者氏名

様

船橋市長



年 月 日付申請のあった補助金の交付について次のとおり決定したので、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助対象事業 の区分		1. 地域スポーツ奨励事業 2. 地域スポーツ祭支援事業	
補助事業の名称			
経費所要総額のうち 補助対象となる経費			円
交付決定額			円
交 付 条 件		1. 補助事業の内容又は対象経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること 2. 補助事業を中止又は廃止するときは、市長の承認を得ること。 3. 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。 4. 申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額すること。	

(注) 上記の決定に対して異議があるときは、速やかに文書で申請を取下げること。

第3号様式

船橋市地域スポーツ推進事業補助金事業の計画変更・中止・廃止申請書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所在地
団体名
代表者氏名

補助事業を（計画変更・中止・廃止）したいので、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助事業の名称	1. 地域スポーツ奨励事業 2. 地域スポーツ祭支援事業		
変更又は中止（廃止）の理由			
(変更の場合) 補助事業等の内容	(変更前)		
	(変更後)		
変更又は中止（廃止）年月日	年 月 日（予定）		
添付書類			

第4号様式

船橋市地域スポーツ推進事業補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所在地
団体名
代表者氏名

補助事業が完了したので、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第11条の規定により、補助事業の実施状況を次のとおり報告します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助対象事業	区 分	1. 地域スポーツ奨励事業 2. 地域スポーツ祭支援事業	
	名 称		
	施行場所		
	実施年月日		
	参加人数		
交付決定額		円	
既交付額		円	
補助対象経費精算額		円	
添付書類		1. 収支決算書 2. その他 ()	

第5号様式

船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付額確定通知書

船教ス第 号
年 月 日

補助事業者 所在地
団体名
代表者氏名 様

船橋市長



年 月 日付で実績報告のありました補助事業について、次のとおり船橋市地域スポーツ推進事業補助金の額を確定しましたので、船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第12条の規定により、通知します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助事業の名称	1. 地域スポーツ奨励事業 2. 地域スポーツ祭支援事業		
交付決定額			
補助対象経費精算額			
補助率			
交付確定額			

第6号様式

船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所在地
団体名
代表者氏名

船橋市地域スポーツ推進事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により、船橋市地域スポーツ推進事業補助金の交付を次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	船橋市地域スポーツ推進事業補助金
補助事業の名称	1. 地域スポーツ奨励事業 2. 地域スポーツ祭支援事業		
交付決定額	円		
既交付額	円		
未交付額	円		
今回請求額	円		
添付書類	1. 補助金交付決定通知書の写し 2. その他 ()		

第7号様式

船橋市地域スポーツ推進事業補助金に係る消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者 所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付船橋市教育委員会教ス指令第 号により交付決定があった船橋市地域スポーツ推進事業補助金について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付確定額

金 円

2 確定申告により確定した船橋市地域スポーツ推進事業補助金に係る消費税仕入控除税額

(※消費税の申告義務がない場合も0円と記載すること)

金 円

※0円の場合はその理由について☒

☐消費税の申告義務がない

☐簡易課税方式による申告を行っている

☐消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

☐その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など）

3 添付資料

・返還額算出シート

(申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要)